

令和 6 年 第 2 回

太子町議会定例会会議録

開会 令和 6 年 6 月 3 日

閉会 令和 6 年 6 月 20 日

太 子 町 議 会

令和6年 第2回太子町議会定例会会議録目次

第1日（6月3日）

開会宣告	4
議席の指定	12
会議録署名議員の指名	12
会期決定の件	12
諸般の報告（監査）	13
選任第1号 議会運営委員会委員の選任	13
選任第2号 常任委員会委員の選任	14
選挙第1号 南河内環境事業組合議会議員の選挙	14
選挙第2号 大阪広域水道企業団議会議員の選挙	15
報告第2号 特別職の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	16
報告第3号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	18
報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）	20
報告第5号 令和5年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）	21
議案第17号 太子町役場庁舎大規模改修工事請負契約締結の件（町長提出議案）	22
議案第18号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（町長提出議案）	24
議案第19号 ふるさと太子応援基金条例中改正の件（町長提出議案）	24
議案第20号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第1号）（町長提出議案）	25
議案第21号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）	25
議案第22号 令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）	25
諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長	

提出議案)	26
散 会.....	28

第2日（6月18日）

開 議.....	31
一般質問.....	31
議案第24号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	78
散 会.....	79

第3日（6月20日）

開 議.....	83
議案第18号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	83
議案第19号 ふるさと太子応援基金条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	83
議案第20号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第1号）（予算常任常任委員長報告）	83
議案第21号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）	83
議案第22号 令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）	83
議案第24号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常任委員長報告）	83
議案第23号 山田小学校南校舎トイレ改修工事請負契約締結の件（町長提出議案）	93
議員提出議案第2号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）（議員提出議案）	94
議員提出議案第3号 食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）（議員提出議案）	96

閉会中の継続審査の申し出について.....	97
閉　　会.....	99

【 第 1 日 】

令和6年 第2回太子町議会定例会会議録

令和6年6月3日（月） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	斧 田 秀 明 君	6番	村 井 浩 二 君
2番	建 石 良 明 君	7番	辻 本 博 之 君
3番	西 田 い く 子 君	9番	中 村 直 幸 君
4番	藤 井 千 代 美 君	10番	山 田 強 君
5番	森 田 忠 彦 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田 中 祐 二 君	住民人権課長	木 村 厚 江 君
教 育 長	中 道 雅 夫 君	地域整備課長	小 濱 健 一 君
政策総務部長	小 角 孝 彦 君	観光産業課長	木 下 明 紀 君
まちづくり推進部長	鳥 取 勝 憲 君	環境農林課長	川久保 みのり 君
健康福祉部長	子 安 逸 二 君	子育て支援課長	胡 麻 千 代 君
教 育 次 長	東 條 信 也 君	福祉介護課長	辻 本 知 也 君
秘書政策課長	小 南 考 弘 君	いきいき健康課長	田 村 尚 子 君
企画担当課長	杉 山 裕 二 君	保険医療課長	堀 内 孝 茂 君
総務財政課長	小 泉 大 吾 君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武 部 勝 浩 君
会計管理者 兼会計課長	小 路 展 裕 君	学務指導担当課長	竹 井 輝 隆 君
自治防災課長	辻 中 一 嘉 君	生涯学習課長	松 岡 健 一 君
税 務 課 長	田 中 信 幸 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	正 野 正	書 記	木 下 雄 平
---------	-------	-----	---------

◎議事日程第 1 号

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告（監査）
- 日程第 5 選任第 1 号 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 6 選任第 2 号 常任委員会委員の選任
- 日程第 7 選挙第 1 号 南河内環境事業組合議会議員の選挙
- 日程第 8 選挙第 2 号 大阪広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第 9 報告第 2 号 特別職の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第10 報告第 3 号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第11 報告第 4 号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第12 報告第 5 号 令和 5 年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第17号 太子町役場庁舎大規模改修工事請負契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第18号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第15 議案第19号 ふるさと太子応援基金条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第16 議案第20号 令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 1 号）（町長提出議案）
- 日程第17 議案第21号 令和 6 年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（町長提出議案）
- 日程第18 議案第22号 令和 6 年度太子町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（町長提出議案）
- 日程第19 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）

○議長（山田 強君） 皆さん、おはようございます。

本日第2回定例会が招集されました。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ち、ご報告がございます。

辻本馨氏が令和6年4月7日執行の太子町長選挙に出馬したため、4月2日付で町議会議員の職を失職しておりますので、ご報告いたします。

また、田中町長におかれましては、ご当選、誠におめでとうでございます。本町がより良くなるよう町政にご尽力いただくことを切に望みまして、挨拶いたします。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和6年第2回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る4月の町長選挙におきましては、住民の皆様方の温かいご支援により、町政を引き続き担当させていただくことができ、この場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。

昨年の5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行し、約1年が経過しました。5類感染症移行後の1年間は、竹内街道灯路祭りが4年ぶりに開催されるなど、これまで自粛していた様々なイベントが執り行われるようになるとともに、直近では、太子聖燈会へも開催され、昨年と同様に大勢の方に参加していただき、盛況だったことなど、社会経済活動がコロナ禍前の姿を取り戻していることについて、大変うれしく感じております。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、報告案といたしまして、特別職の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件ほか3件、事件案といたしまして、太子町役場庁舎大規模改修工事請負契約締結の件の1件、条例案といたしまして、太子町地域公共交通会議条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、令和6年度太子町一般会計補正予算（第1号）ほか2件、諮問案といたしまして、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の1件、以上合わせまして、11件でございます。

なお、町長就任に当たりまして、議長のお許しをいただき、私の町政運営に対します

所信を後ほど述べさせていただきたいと存じておりますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶をさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和6年第2回太子町議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、町長より所信表明について発言を求められていますので、これを許します。

町長。

○町長(田中祐二君) 令和6年第2回定例会の開会に当たり、ここに議長のお許しをいただきまして、私の町政運営に対する所信を申し述べさせていただく機会を賜りましたこと、誠に光栄であり、心から感謝を申し上げます。

私は、先の町長選挙におきまして、多くの住民の皆様からのご支持、ご支援をいただき、その結果、当選の栄に浴し、私自身としては、2期目の太子町の町政運営をお預かりすることとなり、その重責に改めて身の引き締まる思いでございます。

私の初めての任期は、ほぼコロナ禍における町政運営と言っても過言ではありませんでした。

特に新型コロナワクチン接種につきましては、富田林医師会及び富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の4市町村が連携を密にし、集団接種を令和3年5月のPL錬成会館を皮切りに、その後、太子町では万葉ホールに場所を移しながら、希望する全ての住民の方に可能な限り早期に接種を受けていただけるよう、取組を着実に進めてまいりました。

そのような状況下においても、私に与えられた責任を果たすべく、住民の皆様が生涯を通じて主体的に学び続けることができる生涯学習センター「太子の森」の建設事業については、就任当初より執行機関のトップとして、事業内容を詳細に検証した結果、建設に必要な財源を確実に確保できたとともに、開館時期についても、当初予定より早い、夏休み前にオープンすることができました。

そして、「活気あふれる子育てしやすい町」に向けた取組として、子ども医療費助成の対象を18歳になる年度末まで拡大したほか、町立学校園の給食費の完全無償化や町

立幼小中一貫教育の取組の開始、35人学級などの少人数学級を実現するとともに、住民と共に歩む住民本位の町政を推進するため、太子町公式LINEの開設など、SNSを活用した町政の情報発信やタウンミーティングを開催いたしました。

更に、「健康で生き生きと暮らせる安心安全な町」を目指し、夏季集団健診に加え、冬期にも集団健診を実施し、住民の皆様の日頃の健康維持に欠かせない検診の受診機会を増加させる取組や、住民の皆様の移動支援に係る公用車貸出事業の実施など、高齢者が活躍できる場の創出に関する施策に加え、F.C.大阪やダイードリンコをはじめ、多くの企業との公民連携による事業を実施いたしました。

また、「自然と歴史を活かしたにぎわいのある町」を目指し、スタートアップ企業と共に、町全体を実証フィールドとして更なる取組を推し進めるため、令和3年7月に公民連携ガイドラインを制定し、公民デスクを設置しました。

その結果、現在までに12社と包括連携協定、4社と事業連携協定を締結し、太子TVの配信や太子町産ミカンを活用した商品開発を行うなど、SDGsとリンクしたまちづくりに関する施策を実施しました。

更に、道の駅近つ飛鳥の里・太子についても、新たな事業者を公募することで施設の活性化につなげることができ、売上げについても着実に増加をしているところでございます。

その他、行財政改革を断行し、持続可能な町では、フジ医療機器のマッサージチェアをふるさと納税の返礼品に加えることで、寄付額の大幅増加を達成したほか、企業誘致施策にも取り組むことで、自主財源の確保に努めました。

更に、住民票等のコンビニ交付をはじめ、オンライン申請を開始し、事務の効率化と住民サービスの向上に努めるとともに、より効率的で機能的な執行体制を確立するための危機管理体制の見直しを含む機構改革を実施いたしました。

また、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供するための取組として、令和2年度に大阪府と10町村による町村の将来の在り方に関する勉強会を設置し、令和5年度からは、太子町、河南町及び千早赤阪村による南河内2町1村未来協議会において、地域の未来予測の結果を踏まえ、人口減少に伴う様々な行政課題に対し、行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組むと同時に、選択肢の1つとして、合併についても検討を深めるとともに、近隣の富田林市長、河内長野市長、大阪狭山市長にもオブザーバーとして加わっていただき、より広域的な視野での課題解決に向け、議論検討

を重ねています。

ここまで、1期目に私が実行してきた主な施策を申し上げましたが、今後更に取組を進め、達成すべきことはたくさんあると考えております。

これからの4年間で太子町をより良くするために、新たな施策を展開し、全身全霊で太子町を前に進めてまいります。

そして、1期目の際にも申し上げましたが、多くの自治体において共通した課題でもあります、過去に経験のない少子高齢化の進展と人口減少時代をどう生き抜くのかを常に意識しながら施策を進めることが求められると考えます。

人口1万2千700人余りの小さな町を、逆にスケールメリットとして捉え、住民の方、一人ひとりを大切にし、声をお聞きしながら、この太子町を共に作り上げていきたいと考えております。

そして、令和5年12月に金剛自動車株式会社がバス事業を廃止、それに代わる新たな公共交通の運行が開始されましたが、運転手不足や路線の維持に多額の一般財源が投入される中で、持続可能な公共交通事業を構築することが喫緊の課題だと捉えています。

住民の皆様にとっての欠かすことのできない移動手段として運行している新たな公共交通について、どのような在り方が地域にふさわしい形であるか、今後更に検討してまいります。

また、3月定例会の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、人口減少に伴う行政職員の減少、児童生徒数の減少、貴重な自主財源である個人住民税をはじめとした町税が将来的に減収が予測されるなど、住民サービスを維持していく上で厳しい状況が見込まれる中で、将来に向けた基礎自治機能の充実強化のためには、行財政基盤の強化を図るための議論が必要であると認識することが重要です。

南河内2町1村が共通認識の下、広域連携や事務の共同化など、様々な方策の研究や検討を進めてきたところですが、太子町を含む南河内地域の将来の在り方に関しては、住民の皆様からお預かりしている税金を地域全体で効率的、効果的に執行するには、どのような自治体の形がふさわしいのか、地域全体が将来世代にわたって成長、発展していくには、どのようなまちづくりを目指していけばよいのかという議論を行い、これからの時代にふさわしい自治体の形にアップデートしていくことが私の責務であります。

将来世代に対する責任を果たすためには、課題を先送りすることなく、合併も選択肢の1つとして、議論を深めていかなければならないと考えています。

以上、今後の大きな方針について、私の考えを述べさせていただきましたが、先に申し上げました施策以外で、今後4年間、町政を推進する上で取り組んでまいります主な施策方針について、公約に掲げました5つの項目に沿ってご説明申し上げます。

まず、1点目として、「活気あふれる子育てしやすい町」についてであります。これは、子どもたちとその家族を支援し、より良い未来を築くためのものです。

保育料の無償化については、1期目では、3歳未満の第2子目は半額助成としておりましたが、2期目では、更なる子育て支援策の充実に向けて、全ての子どもたちの保育料完全無償化を目指すとともに、在宅子育て家庭への支援や一時預かり等に加え、保育園に対するおむつ処理費用助成金の創設に取り組んでまいります。

そして、子どもたちが健康でバランスの良い食事を取ることは、健やかな成長にとって非常に重要であることも踏まえ、学校給食費の無償化を継続するとともに、保護者の子育てに必要な教育の負担を軽減し、子育てを支援するための施策をより推進してまいります。

また、子どもたちがより快適で衛生的な環境で学校生活を送ることができるよう、現在進めている小中学校のトイレ改修（洋式化）の推進を引き続き行うことはもとより、幼小中一貫教育については、非認知能力の伸長を柱として、めざす子ども像を明確にし、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、個々の可能性を最大限に伸ばすため、幼稚園から中学校までの学びと成長を連続的に結びつけた幼小中一貫教育を更に進めてまいります。

児童福祉法の改正により、市町村の努力義務とされている（仮称）太子町子ども家庭センターの設置については、母子保健と児童福祉の両機能について連携を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える方まで、切れ目なく漏れなく対応できるよう早期の設置を目指すことで、更なる相談支援の充実に取り組みます。

これらの施策は、太子町が子どもたちとその家族を全力で支援するという強い決意を示すものです。

私は、誰もが安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備を目指してまいります。

そして、太子町独自で奨学金を利用している方を支援する制度の構築を検討してまいります。

2点目は、「健康で生き生きと暮らせる安心安全な町」についてです。

日本だけでなく、世界規模で課題となっている地球温暖化についてですが、太子町では、2021年にゼロカーボンシティ宣言を脱炭素社会の実現に向けた今後の具体的な取組の方向性を示す計画として、ロードマップを公表しています。このロードマップの下、2期目においても引き続き脱炭素に向けた取組を進めてまいります。

次に、自然災害については、太子町においても、地震、台風による暴風、大雨、土砂災害など、様々な自然災害が想定されますが、近年では特に南海トラフ地震の発生が危惧されるところです。

令和6年能登半島地震を教訓に、その対応を進める必要があります、その1つとして、災害発生時に避難所となる学校の体育館の空調機器の整備について検討を進め、災害発生時に住民の皆様の安全と健康を守るため、避難所として適切な環境を提供してまいります。

また、現在、空家の数が増えており、適切に管理されていない空家は、地域の景観を損なうだけでなく、地震による倒壊や防犯上の問題も引き起こすおそれがあります。

これらを解消すべく、太子町独自の新たな補助制度を創設し、所有者や不動産業者と協力しながら、空家バンクへの登録を促進し、これら空家の解消や有効活用ができる施策を構築してまいります。

安全安心という点においては、高齢者などが詐欺に遭うことを防ぐため、防犯機能付電話機の補助を創設し、防犯機能を備えた電話機の普及を支援することにより、消費者被害防止に力を入れてまいります。

更に、住民の皆様の利便性を向上するため、ソフト面では、一人ひとりが行政サービスを手軽に利用できるよう、オンラインでの手続きの拡大やサービス窓口の一元化など、効率の良い行政サービスに向けた取組を推進し、また、ハード面では、大阪府の協力の下、地域間を結ぶ道路整備の推進により、地域間の経済活動を活性化させるとともに、緊急時において、孤立集落などを発生させない南河内地域の道路ネットワーク網の整備の促進にも取り組んでまいります。

また、住民の健康に関しては、全ての住民の皆様が健康な状態で長生きできるよう、更なる健康寿命の延伸を目指して、健康診査、がん検診等の一層の充実を図るとともに、健診結果の相談会や栄養相談など、様々な方面からの取組について、更に充実した施策を進めてまいります。

3点目は、「自然と歴史を活かしたにぎわいのある町」についてです。

太子町には、皆様ご存じのように町名の由来であります聖徳太子御廟をはじめとする歴史・文化遺産、また、二上山をはじめとする豊かな自然が存在し、本町を横断する日本最古の官道竹内街道につきましては、既に日本遺産に認定されております。

これら太子町が持つ地域資源について、将来に向けて保存していくことはもちろんですが、その利活用についても考えていかなければなりません。

そのため、現在、太子町が進めております国指定史跡二子塚古墳の整備事業や、1期目が在任中に本町へご寄付いただいた叡福寺前の国登録有形文化財「山本家住宅」等の文化財の保存・利活用の促進を進め、観光事業にも絡めながら、地域の魅力を一層高め、地域の歴史や文化を次世代に引き継いでまいります。

また、農業振興について、太子町にはミカンやブドウなどのおいしいフルーツの産地としての魅力がある一方、遊休農地が増えつつあり、その有効活用が課題となっています。

この遊休農地の活用には、地域の経済を活性化させることができる可能性を秘めています。そのため、貸したい人、借りたい人の仲介を積極的に進めることを目的に、農業者だけでなく、地域住民の方が遊休農地を有効に活用することに対し、新たな支援制度を創設します。

具体的には、遊休農地を活用した新規事業の立ち上げや、既存の農業経営の拡大に対する補助制度を創設します。これにより、地域の雇用創出や経済の活性化にもつながると考えています。

また、金剛山から二上山の麓を走る広域農道が南河内フルーツロードに改称され、南河内地域におけるフルーツや農産物のPRを行っています。2期目では、更にこの南河内フルーツロードを活かし、沿道市町村とも連携を強め、フルーツを使った新商品の開発やフルーツを活用した観光事業を推進するなど、様々なPR施策を打ち出すことで、新たなビジネスチャンスを創出し、太子町の農業や産業の振興をより一層推進してまいります。

それに加え、太子町の観光行政の中心的存在である道の駅近つ飛鳥の里・太子の機能強化も重要な課題です。

太子町の道の駅は、地元の農産物や特産品が販売されており、本町の魅力を発信する施設ですが、設置から約30年が経過し、設備の老朽化も否めません。

その機能を強化することで、太子町の魅力を更に高めることができます。

具体的な施策については、これからとなりますが、道の駅が太子町の情報発信基地としての役割を果たすことができれば、南河内フルーツロードを活かした農業・産業振興の施策とも相まって、高い魅力発信のツールとなると考えております。

更に、企業誘致の促進についても、積極的な施策が必要と考えております。企業が新たに進出しやすい環境を整備することで、企業を誘致することができれば、地域の雇用創出や経済活性化にもつながります。

令和5年度には、産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱いである提案基準26-2を整備し、現在、工場建設に向け協議が進んでいる案件もあります。

今後、都市計画マスタープランとの整合性を取りながら、より一層の環境整備促進に取り組み、企業誘致を進めてまいります。

太子町のPRとして欠かせないものが、大阪・関西万博への参画による魅力発信の強化となります。

大阪・関西万博では、世界中から人々が集まる国際的なイベントです。今後、大阪ウィークというイベントにおけるブースでの地域の特産品PRや、地域の文化を発信するイベントも開催される予定です。

それらに積極的に参画することは、太子町として、地域の魅力を世界に発信する絶好のチャンスであり、ひいては本町の交流人口や関係人口の増加にも寄与すると考えています。

そのためにも、太子町として、万博の機運醸成にも貢献したいと考えております。

4点目は、「住民と共に歩む住民本位の町」についてです。

まず、全ての人の人権が尊重され、誰もが住みやすい町を目指すため、全ての住民の方が平等にサービスを利用でき、多様なライフスタイルが尊重され、誰もが安心して生活できる環境を整備することが重要と考えており、マイナンバーの利活用・DXの推進を、引き続き進めてまいります。

とりわけDXの推進は行政サービスの効率化と住民の利便性向上に不可欠です。

具体的にはマイナンバーカードを活用した各種手続きのオンライン化を進めることで、住民の皆様がいつでもどこでも手続きができるような環境整備を進めてまいります。

また、データの一元管理を通じて、より迅速かつ正確な行政サービスの提供に努めます。

更に、住民の皆様を直接聞くことは、町政運営にとって非常に重要であり、欠かせないものと考え、1期目から引き続き、タウンミーティング等を開催し、住民の皆様との積極的な対応を推進してまいります。

5点目は、「行財政改革を断行し、持続可能な町」についてです。

1期目と同じく、町財政を預かる立場として、当然のことながら持続可能な安定した町政運営を行い、太子町が担う行政サービスを確実に提供していくことは、私に課せられた責務です。

そして、地方自治体における財政運営の基本は、収入の範囲で予算を組むという、財政規律の堅持にあるのではないかという考えにつきましては、変わっておりません。

令和5年度の決算見込みについては、実質収支の黒字が見込まれますが、これは地方交付税などの依存財源の増収が大きく影響したものであり、安定した行財政運営とはいえない状況となっています。

今後、老朽化した施設の更新等で多額の一般財源を伴うことが見込まれる中、太子町の財政見通しは非常に厳しいものと認識しております。

このようなことから、PDCAサイクルの下、全ての事業を定期的に検証する事業評価制度を引き続き実施していき、役割を終えたもの、また、事業効果が小さいものなど、廃止、縮小してまいります。

また、太子町が行う単独事業につきましても、一定規模以上のものについては事業評価を行い、限られた財源を有効に活用するとともに、これらの行財政改革を進めることにより、将来世代に負の遺産を残すことがないように、懸命に取り組んでまいります。

そのため、まずは私自身が先頭に立って改革を進める立場にあるものとして、引き続き、私の在任期間中、給料の2割カット、1期4年の退職金を廃止させていただいたところであります。

今後についても、議員の皆様、住民の皆様のご意見をしっかりと聞きながら、更なる改革を進めてまいります。

以上、私にとって2期目となる、今後4年間の町政運営において取り組むべき主な施策、方針について申し上げさせていただきました。

施策については、太子町単独で行えるものもありますが、その多くが国や大阪府の支援が欠かせません。

そのため、大阪府との連携を密にして施策を推進しながら、持続可能な地域社会と、

私のスローガンである「笑顔あふれる太子町に」を実現していくために、これまで積み上げてきた取組とその成果を基礎として、未来にあるべき太子町の姿を見据えながら、2期目につきましても、山積する行政課題にしっかりと取り組んでまいります。

どうか議会並びに住民の皆様におかれましては、今後の町政運営に改めてご理解とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（山田 強君） それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長（山田 強君） 日程第1、議席の指定を行います。

太子町議会会議規則第4条第3項及び第4項の規定により、議席番号8番は欠番いたします。

○議長（山田 強君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、西田議員、4番、藤井議員を指名いたします。

○議長（山田 強君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、5月27日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日6月3日から20日までの18日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの18日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思います。

ただし、日程第9、報告第2号、日程第10、報告第3号、日程第11、報告第4号、日程第12、報告第5号、日程第13、議案第17号、日程第19、諮問第1号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、5日に総務まちづくり常任委員会を、6日に福祉文教常任委員会を、11日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。

なお、審議が残りましたら、13日の予備日を充てていただきたいと思います。

また、追加議案等がございましたら、14日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

18日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは、5日の正午までとさせていただきます。

20日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定です。

次に、諸般の報告ですが、本日は、監査の報告の1件を予定しております。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田 強君） 日程第4、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布していますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第5、選任第1号、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

辻本馨氏の失職に伴う委員の選任を行います。

委員の選任については、議会運営委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することになっておりますので、これより指名いたします。

議会運営委員会委員に森田議員を指名いたします。

ただいまの指名について、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま、森田議員を議会運営委員会に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の選出をお願いいたします。

(午前 10 時 03 分 休憩)

(午前 10 時 04 分 再開)

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

ただいまの休憩中に、議会運営委員会の互選結果の報告が届いておりますので、報告をさせていただきます。

議会運営委員会の委員長に森田議員、副委員長に斧田議員でございます。

○議長（山田 強君） 日程第 6、選任第 2 号、常任委員会委員の選任を議題といたします。

委員の選任については、令和 5 年第 1 回臨時会にて、議長である私を除く全議員を選任しておりますので、辻本馨氏の失職に伴い、各常任委員会委員は 1 名欠員となりますことをご報告いたします。

なお、総務まちづくり常任正副委員長並びに予算常任正副委員長につきましては、この後、互選いただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に総務まちづくり常任委員会及び予算常任委員会の正副委員長の選出をお願いいたします。

(午前 10 時 04 分 休憩)

(午前 10 時 05 分 再開)

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

ただいまの休憩中に、総務まちづくり常任委員会及び予算常任委員会の正副委員長の互選結果の報告が届いておりますので、順次報告をさせていただきます。

まず、総務まちづくり常任委員会の委員長に村井議員、副委員長に西田議員。予算常任委員会の委員長に斧田議員、副委員長に藤井議員でございます。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（山田 強君） 日程第 7、選挙第 1 号、南河内環境事業組合議会議員の選挙を議

題といたします。

お諮りいたします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

南河内環境事業組合議会議員に、辻本議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました辻本議員を南河内環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました辻本議員が南河内環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された辻本議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

○議長（山田 強君） 日程第8、選挙第2号、大阪広域水道企業団議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行

うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

大阪広域水道企業団議会議員に斧田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました斧田議員を大阪広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました斧田議員が大阪広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました斧田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

○議長（山田 強君） 日程第9、報告第2号、特別職の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第2号、特別職の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件について、ご報告を申し上げます。

特別職の給与につきましては、本町の厳しい財政状況を考慮し、平成15年1月から給与の減額措置を行ってきたところでございます。

この減額措置につきましては、田中町長の1期目の任期満了と同時に終了することとなりますが、本町の財政状況は依然として厳しい状況であるため、引き続き行政改革を推し進める必要があります。

そこで、1期目と同様に2期目も、町長はじめ、副町長及び教育長の給与の減額及び町長の今任期に係る退職手当を廃止することといたしました。

つきましては、２期目が始まる４月１８日から給与の減額を行うため、４月１１日付で専決処分をいたしました。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

議案書の４枚目、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第１条でございます。

特例の期間でございます。令和６年を町長の２期目の任期であります令和１０年に改めるものでございます。

次に、第２条でございます。

退職手当の特例として、令和２年を町長の２期目の任期開始に当たる令和６年に改めるものでございます。

恐れ入ります、３枚目にお戻り願います。

附則でございます。

本条例の施行日を町長の２期目の任期が始まる令和６年４月１８日からとしております。

以上のとおり、地方自治法第１７９条第１項の規定により、４月１１日付で専決処分をさせていただきましたので、同法同条第３項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第２号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第２号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号、特別職の給与の特例に関する条例中改正の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（山田 強君） 日程第10、報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、原則として本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、個人住民税におきまして、物価高騰・デフレ脱却対策として特別税額控除を実施するほか、能登半島地震で被災された方を対象に、新たな雑損控除の特例措置を創設するものでございます。

その他、法改正に併せての規定・文言の整理を行ったものでございます。

以上のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表にて改正内容のご説明を申し上げます。

新旧対照表、1頁上段の第51条から2頁上段の第139条の3は、町民税や固定資産税などの減免について、職権による減免を可能とする規定の追加及び文言の修正を行っております。

次に、附則の改正でございます。2頁上段から3頁上段にかけての附則第5条の2第1項から第3項は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例措置の規定を

設けるものでございます。

次に、３頁中段の附則第６条は、地方税法改正に伴う附則の条ずれによる改正を行ってございます。

次に、３頁中段の附則第７条の５から１１頁中段の附則第７条の８は、個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税の適用についての規定を設けるものでございます。

次に、１１頁下段から１２頁上段までの附則第８条第２項及び第３項につきましては、附則に特別税額控除の規定が追加されたことによる条ずれなどの所要の改正を行ってございます。

次に、１２頁中段から１３頁上段までの附則第１０条の２は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定するバイオマス発電設備に係る固定資産及び都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置の創設など、所要の改正を行ってございます。

次に、３頁中段から１５頁上段にかけて、附則第１０条の３は、新築マンション等の認定長期優良住宅の区分所有者に係る固定資産税の申告書提出についての特例が設けられたことなど、所要の改正を行ってございます。

次に、１５頁上段の附則第１１条から１９頁上段の附則第１５条については、令和６年度が評価替え基準年度のため、見出し、条文中の所要の改正や、特例終了による所要の改正を行ってございます。

次に、１９頁中段の附則第１６条の３から２１頁にかけての附則第２０条の３につきましては、個人住民税の特別税額控除の規定が設けられたことから、所要の改正を行ってございます。

恐れ入ります、議案書の１４頁をお願いいたします。

下段のほうになりますが、附則でございます。施行期日の第１条でございます。

改正条例は本年４月１日を施行日とし、第２条の固定資産税に関する経過措置は、それぞれの適用年度と経過措置に関する規定を設けてございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第3号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第3号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号太子町税条例中改正の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（山田 強君） 日程第11、報告第4号、損害賠償の額の決定及び和解にかかる専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

教育次長。

○教育次長（東條信也君） 報告第4号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、本町山田地内において発生いたしました公用車による物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償額は15万8千541円で、損害賠償の相手方は本町の住民でございます。

この事故は、本年2月9日金曜日、午後1時頃、山田地内の町道において、本町職員が運転する公用車を太子町立竹内街道歴史資料館の駐車場よりバックで出した際、町道駐車中の相手所有の自動車に接触し、損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は、町側が１００％で、相手方との協議が調ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年３月２８日に、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長の専決処分の事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により、本議会にご報告するものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

以上、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分のご報告と内容報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告がありました。

報告第４号については、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略いたします。

よって、報告第４号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は報告済みといたします。

○議長（山田 強君） 日程第１２、報告第５号、令和５年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第５号、令和５年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

今回ご報告申し上げますのは、令和５年１２月定例会及び令和６年３月定例会における令和５年度太子町一般会計補正予算第１０号、第１１号、第１２号及び第１３号において、予算の繰越しについてご議決をいただいたもので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定によりご報告させていただくものでございます。

まず、２款総務費、１項総務管理費、事業名、地域公共交通事業、繰越額１千１００万円は、地域公共交通計画策定に要する経費でございます。財源は一般財源１千１００万円でございます。

続きまして、２款総務費、２項戸籍住民登録費、事業名、戸籍住民登録事業、繰越額１千３１７万８千円は、振り仮名記載に係る戸籍システム等の改修に要する経費でございます。財源は国庫支出金１千３１７万８千円の未収入特定財源でございます。

続きまして、３款民生費、１項社会福祉費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策

事業、繰越額 2 千 1 8 万円は、低所得世帯への給付金の給付に要する経費でございます。
財源は、国庫支出金 1 9 2 万 8 千円の未収入特定財源と一般財源 1 千 8 2 5 万 2 千円で
ございます。

続きまして、3 款民生費、1 項社会福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援事業、繰
越額 2 千 7 2 1 万 4 千円は、均等割のみ課税世帯等への給付金の給付に要する経費でご
ざいます。財源は、国庫支出金 1 千 7 4 5 万円の未収入特定財源と一般財源 9 7 6 万 4
千円でございます。

続きまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接
種体制確保事業、繰越額 2 7 9 万 1 千円は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する
経費でございます。財源は国庫支出金 2 7 9 万 1 千円の未収入特定財源でございます。

続きまして、9 款教育費、3 項山田小学校費、事業名、山田小学校南校舎トイレ改修
事業、繰越額 6 千 2 4 万 8 千円は、トイレ改修に要する経費でございます。財源は国庫
支出金 2 千 2 8 万 2 千円、地方債 3 千 9 9 0 万円の未収入特定財源と一般財源 6 万 6 千
円でございます。

以上、ご報告と内容の説明とさせていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これで、報告第 5 号、令和 5 年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第 1 3、議案第 1 7 号、太子町役場庁舎大規模改修工事請負
契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第 1 7 号、太子町役場庁舎大規模改修工事請負契約
締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、太子町役場庁舎大規模改修工事を実施するため、令和 6 年 5 月 8 日、事後審

査型一般競争入札を行いました結果、８千４１１万５千円で、日本土建工業株式会社が落札候補者となり、入札参加資格の審査の結果、落札者に決定しましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書２頁をお願いいたします。

工事内容は、イベント広場防水・舗装工事、外壁タイル改修工事、外壁塗装改修工事、建具周りシーリング工事、外構工事でございます。

契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札で、４月１６日に公告を行い、５月８日に入札を執行しております。

また、日本土建工業株式会社のほか２社から応札があり、日本土建工業株式会社、高分子株式会社の２社が最低制限価格の８千４１１万５千円で入札されましたことから、地方自治法施行令第１６７条の９の規定に基づき、くじの結果、大日本土建工業株式会社に決定し、５月１５日に仮契約を締結したものでございます。

なお、工期につきましては、令和７年３月２５日まででございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第１７号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 17 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号太子町役場庁舎大規模改修工事請負契約締結の件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 日程第 14、議案第 18 号から日程第 15、議案第 19 号まで、これら 2 件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第 18 号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、太子町地域公共交通会議を組織する委員のうち、所属団体の太子町観光・まちづくり協会の法人化に伴い、名称を一般社団法人太子町観光協会に変更したこと等により、本町の地域公共交通会議条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、「太子町観光・まちづくり協会」を「一般社団法人太子町観光協会」に改めるほか、文言の整理を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 19 号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法の一部が改正されたことに伴い、本町のふるさと太子応援基金条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例の創設等の措置がなされたことにより、引用する条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第18号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件及び議案第19号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第16、議案第20号から日程第18、議案第22号まで、これら3件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第20号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ7千629万4千円を増額し、総額を66億6千437万6千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、大阪・関西万博関連事業に要する経費のほか、一般コミュニティ事業に要する経費及び新型コロナワクチンの定期接種に要する経費などの予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国・府支出金、ふるさと太子応援基金からの繰入金で予算措置を行うとともに、財源調整として、財政調整基金繰入金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第21号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ631万2千円を追加し、総額を14億5千971万円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う電算システムの改修等に係る経費のほか、基金活用による保健事業の充実として、健康診査の対象を若年層に拡大するための経費について増額を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出の財源として、国・府支出金及び財政調整基金繰入金で措置いたしております。

また、健康診査の対象者を若年層に拡大することに伴い、集団健診に係る債務負担行為の補正を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第２２号、令和６年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ９７万９千円を追加し、総額を１４億３千２５３万３千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、介護認定ソフトのバージョンアップに伴う介護認定事務支援システムの改修のために、電算機器・プログラム等変更委託料の増額を行っております。

歳入につきましては、システム改修の財源として、国庫支出金及び繰入金で措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第２０号、令和６年度太子町一般会計補正予算（第１号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第２１号、令和６年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）及び議案第２２号、令和６年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第１９、諮問第１号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件を議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 諮問第１号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、人権擁護委員の関戸充代氏及び杉田貴久子氏が、令和６年１２月３１日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き、関戸充代氏及び杉田貴久子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、候補者の推薦につきましては、令和６年７月３１日までに法務大臣に行う必要があることから、本定例会に上程させていただくものでございます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

諮問第１号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第１号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

諮問第１号を原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第１号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件は、原案のとおり適任とすることに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしく願
いいたします。

本日はご苦勞さまでございました。

(午前 1 0 時 4 4 分 散会)

【 第 2 日 】

令和6年 第2回太子町議会定例会会議録

令和6年6月18日（火） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	斧 田 秀 明 君	6番	村 井 浩 二 君
2番	建 石 良 明 君	7番	辻 本 博 之 君
3番	西 田 い く 子 君	9番	中 村 直 幸 君
4番	藤 井 千 代 美 君	10番	山 田 強 君
5番	森 田 忠 彦 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田 中 祐 二 君	住民人権課長	木 村 厚 江 君
教 育 長	中 道 雅 夫 君	地域整備課長	小 濱 健 一 君
政策総務部長	小 角 孝 彦 君	観光産業課長	木 下 明 紀 君
まちづくり推進部長	鳥 取 勝 憲 君	環境農林課長	川久保 み の り 君
健康福祉部長	子 安 逸 二 君	子育て支援課長	胡 麻 千 代 君
教 育 次 長	東 條 信 也 君	福祉介護課長	辻 本 知 也 君
秘書政策課長	小 南 考 弘 君	いきいき健康課長	田 村 尚 子 君
企画担当課長	杉 山 裕 二 君	保険医療課長	堀 内 孝 茂 君
総務財政課長	小 泉 大 吾 君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武 部 勝 浩 君
会計管理者 兼会計課長	小 路 展 裕 君	学務指導担当課長	竹 井 輝 隆 君
自治防災課長	辻 中 一 嘉 君	生涯学習課長	松 岡 健 一 君
税 務 課 長	田 中 信 幸 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	正 野 正	書 記	木 下 雄 平
---------	-------	-----	---------

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・町独自に加齢性難聴者への補助制度創設を……………藤井千代美君
- ・安全性に不安がある万博への子ども招待に反対を……………〃
- ・届いた声を反映した公共交通に……………西田いく子君
- ・任期4年内に「合併は考えていない」ということか……………〃
- ・令和6年能登半島地震に関する太子町の対応状況について……………斧田秀明君
- ・フルーツロードについて……………村井浩二君
- ・総合計画策定について……………〃
- ・2期目を迎える田中町長の所信表明について……………建石良明君
- ・大規模災害に備える携帯トイレ等の備蓄……………辻本博之君
- ・町道六枚橋太子線の交通安全対策について……………〃
- ・脱炭素社会の実現に向けた取り組みについて……………中村直幸君
- ・学校施設の更新について……………〃

日程第2 議案第24号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山田 強君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、7名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

[4番 藤井千代美君 登壇]

○4番(藤井千代美君) 通告に基づきまして、町独自に加齢性難聴者への補助制度創設について質問します。

加齢性難聴は65歳以上で急増し、70歳代後半では男女とも約70%、軽度難聴以上の難聴が見られると言われています。放置すると認知症や転倒などのリスクを高めることが分かっているため、早期の予防や適切な対処が重要です。補聴器はこうしたリスクを軽減し、生活の質を向上させるために有効な手段ですが、高額な医療機器であり、年金生活者にとっては経済的な負担が大きな課題となることから、全国には高齢者の補聴器購入費用の一部を助成する補聴器助成制度の創設や拡充を求める運動が広がっています。

太子町議会では、令和3年6月議会で加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願を全会一致で可決し、令和6年3月議会では、町独自の補助制度を求める高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願書が、賛成多数で可決されています。近隣では富田林市、大阪狭山市、柏原市などが補

助制度を実施しています。

今回の請願が太子町議会で可決されたことを契機に、太子町としての補聴器補助制度の創設が求められていましたが、実施する考えはないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） おはようございます。補聴器購入に対する公的補助制度について、私のほうからご答弁申し上げます。

超高齢化社会を迎えた我が国においては、加齢性難聴が社会問題化する中、全国の自治体では補聴器購入に対する補助制度を設けるといった動きが広がりを見せています。ある医療系法人のデータによりますと、60歳代後半から聴力低下の症状が増え、80歳になると女性では7割以上、男性では8割以上の方に難聴が認められ、認知症発症に関わるリスクとなるなどの指摘もございます。

低下した聴力を補う医療機器であります補聴器につきましては、我が国の普及率は欧米諸国と比較しますと非常に低い水準にあると言われておりますが、その要因の1つが購入価格にあることは明白で、市場価格を見てみますと、おおよそ5万円から50万円超とその機能・性能により非常に幅広い価格帯となっており、総じて高価なものといった共通の認識でございます。

補聴器の購入に当たっては、現在、医療保険制度下においては公的保険適用外となっており、障害者総合支援法に基づく補装具としての支給制度があるのみで、聴覚障がいのある身体障害者手帳の交付を受けていない加齢性難聴者は全額自己負担での購入となり、そのことから特に経済的に余裕のない方は購入を躊躇されるケースが考えられます。

こういった現状を鑑み、本町といたしましても、先般太子町議会より送付されました高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願を踏まえ、制度設計並びに安定した財源の確保など、補助制度の実施に向けて検討を行ってまいります。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。補助制度の実施に向けて検討を行うとの前向きな答弁がありました。ぜひ早期に実施していただくようお願いします。

加齢性難聴は高齢者にとって深刻な問題であり、補聴器補助制度の創設は難聴による健康リスクの軽減、生活の質の向上、更には年々増加する医療費を抑制する可能性もあります。富田林市議会では、令和2年の12月議会で加齢性難聴者の補聴器購入に対す

る公的補助制度の創立を求める請願が全会一致で可決され、令和3年の6月から難聴高齢者に対する補聴器購入助成が実現し、市の定める要件に該当する難聴の高齢者に対し、左右いずれかの耳に装用する補聴器本体1台分の購入に係る費用、上限2万5千円、予算125万円で助成しています。泉佐野市は令和6年度から実施で、上限が5万円です。金額や対象者などにそれぞれの自治体で違いはありますが、太子町が実施する補助制度が充実した制度になることを願います。

太子町が実施を検討することを前向きに考えていることは、加齢性難聴で困っておられる高齢者にとって朗報ですけれども、本来は国が制度として実施すべきです。高齢者の健康と生活の質を向上させるために、加齢性難聴者への補聴器購入補助制度を求める取組が全国で広がり、120以上の自治体で既に実施しています。地方議会では、同制度を求める意見書採択が太子町議会を含め265の自治体に上っています。ぜひ高齢者や自治体に負担を押しつけるのではなく、国の制度として実施するよう、太子町としても国に働きかけていただくことを要望してこの質問は終わります。

続きまして、安全性に不安がある万博への子ども招待に反対をについて質問します。2025年4月に開催予定の大阪・関西万博会場建設費は、当初計画の1千250億円から当初の2倍近くの2千350億円に、運営費は当初計画の809億円から1.4倍の1千160億円に膨れ上がりましたが、これで終わる保証はありません。350億円の日除けリングや1か所2億円のトイレなどが批判的となるのは当然です。著名な建築家からも、万博の資材を被災地に送るべきだとの声が上がりました。

2千820万人の参加者目標でチケット販売が始まりましたが、来場意向の調査では、万博に「行く」「行きたい」の合計は、2年前よりも18ポイントも減少して33.8%しかありません。ヤフージャパンで行われているアンケートでは、「あなたは大阪・関西万博のニュースに関心はありますか」という質問に対し、「全く関心がない」と圧倒的多数の87.8%と散々な結果です。万博前売り入場券のこれまでの購入者の大半が企業で、累計販売枚数は6月5日時点で263万枚、前売り目標の19%、販売目標の11%にすぎません。今回の万博の運営費は8割強が入場券収入で賄う方針のため、計画どおりに売れず赤字になれば、建築費の負担増に加え開催経費の赤字が大阪府民の暮らしを更に悪化させることは明らかではないでしょうか。

何より万博の最大の狙いはカジノ推進で、カジノのための万博ということが見えてきています。当初万博の候補地ではなかった大阪湾の埋立地夢洲が会場になったのは、国

策である万博を夢洲に誘致すれば、カジノのためのインフラ整備ができるという狙いがあるからにはほかありません。カジノは賭博、ギャンブルです。ギャンブル依存症を生み出し、家庭崩壊や失業、自殺、犯罪など本人と周囲の人生を狂わせます。カジノ業者は、入場者の約２％にギャンブル依存症が発生することを認めており、大阪カジノの年間入場者数が見込みどおり約１千万人だとすれば、２０万人ものギャンブル依存症患者が生まれることになります。人の不幸の上に成り立つカジノで大阪の経済が良くなるはずがありません。

今、この万博に府内の小中学校など学校単位で１０２万人を動員する事業について、教育関係者の批判が高まっています。大阪府は府下の学校に対して無料招待に関する意向調査を行いました。知事は、現在で対象の約半数の９５０校が「希望する」と回答したことを明らかにしましたが、問題が山積みする中、各方面から学校行事としての参加に疑問の声が上がっており、５月１日には大阪府都市教育長協議会、大阪府町村教育長会が、２０２５年日本国際博覧会児童生徒招待事業に係る緊急要望書を提出しました。

そこでお尋ねします。大阪府町村教育長会に太子町教育長も含まれているのでしょうか。含まれているのなら、緊急要望書に賛同しているのでしょうか。教育長は教育者として緊急要望書に書かれている不安を町長に伝えているのでしょうか。伝えているのならどう伝えているのか、伝えていないならなぜでしょう。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） ２０２５年日本国際博覧会、大阪・関西万博は、国際博覧会条約に基づく国家プロジェクトとして、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会が実施主体となり、開催に向けた準備が進められております。また、開催地である大阪府と大阪市におきましても、万博関係部門を統合した万博推進局が共同設置されており、機運醸成などへの取組が進められているところでございます。

このような中、大阪府が実施する児童生徒招待事業については、次世代を担う大阪の児童生徒が未来社会の最先端の技術やサービスに直接触れる貴重な体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらうためのもので、子どもたちの思い出に残る学びの場であると考えてございます。しかしながら、府内の各学校との連携により実施できる当該事業につきましては、本年の２月に開催されました市町村向けの事業説明会以降も、会場までの交通手段をはじめ、会場内の安全や円滑な滞在、活動、移動を確保するために必要となる情報が十分に提供されず、本町の小学校、中学校におきましても、子ども

たちの引率への不安を抱えている状況にありました。

こうした不安を解消すべく、本町の教育長を含む府内町村の教育長全員が賛同し、大阪府町村教育長会会長と大阪府都市教育長協議会会長の連名にて、2025年日本国際博覧会児童生徒招待事業に係る緊急要望書を、令和6年5月1日付で大阪府教育委員会教育長宛てに提出してございます。なお、この緊急要望書を含む当該事業に対する各学校の思いや不安、課題等につきましては、随時町長とも情報共有を行っているところでございます。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。今述べておられましたけれども、令和6年度大阪府当初予算、2025年日本国際博覧会児童生徒招待事業費について、目的、未来の大阪の持続的な発展の担い手を育成するため、全ての子どもたちに万博会場で未来社会の革新的な技術やサービスをじかに体験してもらい、将来に向けた夢と希望を感じてもらおうよう、会場、万博へ無料招待を実施すると述べられておりましたけれども、そのことについてなんですけれども、子どもたちの安全、安心な移動手段の確保、子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる場所の提供、円滑なパビリオン見学、会場内の移動など細かく記されています。ところが、爆発事故のことは触れていません。教育長が緊急要望書を提出したときは、爆発事故を知らなかったのでしょうか。

当初、日本国際博覧会協会は、破損したのはコンクリートの床や床の点検口と発表していましたが、天井にまで及んでいたことが大阪市此花消防署の事故概要文書で判明してから事実を認めましたが、全容がいまだに明らかにはなっていません。日本共産党の山下芳生議員は6月4日の参院環境委員会で、加熱ガスによる爆発事故が起きた大阪・関西万博会場の問題を取り上げ、廃棄物の最終処分場の跡地利用はガス発生がほとんどないことが省令で条件となっている、万博会場の夢洲は海面埋立ての最終処分場のため、廃棄物の安定に更なる時間がかかるとして、海に埋め立てた処分場をまだ落ち着いてもないのに万博会場にするのは無理に無理を重ねるもの、その中で起こった爆発事故だと指摘し、万博に子どもを動員する文科省の通知の撤回を求めます。

爆発事故が起こり、会場内のどこでも爆発する危険性があることが指摘されている万博に子どもたちを連れていくことを、教育長はどう考えているのでしょうか。いつどこで起こるかもしれない地震などの災害が起きたときの避難計画もできていません。危険性は爆発事故だけではありません。教育長は、万が一のことが起こったらを想定してい

ないのでしょうか。子どもたちの命にも関わる問題だという認識はないのでしょうか。

府内の自治体からも苦言が上がっています。交野市の山本市長は5月24日の会見で、現時点で市内小学校13校中、万博無料招待事業に参加希望の学校は1校もないと報告しています。市の予算にも関わる問題として、学校単位では行かなくてもいいと発表した市教育委員会も同席しています。山本市長は、理由として、学年が変わった直後や暑い時期などを除く5月、6月に来場者が集中します。大阪府が確保するバスは10台で、交野市に回る可能性は極めて低い。市独自にバス確保の場合、1台15万円で1人当たり5千円、市負担なら3千万円以上になる。電車利用の場合、最大2万人の利用が想定され非常に危険。パビリオンは1館くらいしか行けず選択もできないのに、子どもたちが満足するか疑問。爆発事故発生と大幅な報告の遅れで安全確保の大きな懸念などを挙げました。市町村が負担する2回目の無料招待もしないと表明しています。

そもそも大阪府の発案なのに市町村が負担するのはおかしいと指摘し、1回目の無料招待も、なぜ個人ではなく学校、学年単位で求めるのか、行くか行かないの態度を回答させ、各学校や市町村に踏み絵を踏ませるような行為はいかなるものかと批判しています。

また、東大阪市の野田市長は、大阪府教育長が各学校に直接アンケートの回答を求めたことを問題視し、各市町村を通してやるべきもの、ルール違反ではないかと不快感を示しました。大阪維新の会公認で当選した市長であっても、首長として言うべきことはしっかり言っています。

振り返って、大阪維新の会公認の太子町長はどうなのでしょう。ルール違反に対して物も言わず、爆発事故が起こりこれだけ危険性が取り出されているにもかかわらず、2回目を実施しようとしています。補正予算の質疑で、何か事故が起こったとき誰が責任を取るのかと尋ねても、太子町がとも教育委員会がとも、責任を持つとは言いませんでした。交野市長は、市独自にバス確保の場合、1台15万円で1人当たり5千円必要だと試算していますが、太子町も試算しているのでしょうか。

5月21日の読売新聞に、府南部の南河内地域にある公立小学校は、バス会社と前もって交渉したところ、1人当たり6千円を提示されました。電車運賃の約3倍という、校長は、交通費は各家庭の一律負担となり心苦しい、家族で行くようにしてほしいのが本音とこぼすとの記事がありました。遠足に保護者に6千円ものお金を出させるのですか。太子町がバス代を持つのですか。全て学校現場に任せるおつもりなのでしょうか。

私ごとですが、私も元、堺で教師を38年間していました。ほとんどが支援学級の子どもたちと共に生活していたんですけれども、遠足というのは、学校行事の中でも子どもたちはとても楽しみにしている行事です。子どもたちが楽しんで参加できるためには、教師は、私たちは絶対下見を行います。そして、支援の子どもがどこでおトイレに行ったらいいか、まず、低学年の子どもは、私たちは絶対におトイレを探します。近くにすぐ行けるようにも考えています。そういうことで下見も十分に行い、それに向けて子どもたちにしおりづくりなどいろんなことをつくって、すごく楽しい行事として取り組んできました。そういうことがこの万博でできるんでしょうか。とても私は疑問に感じますし、犠牲になるのは絶対に子どもたちです。

私も孫1人が今小学校3生、山田小学校に通っているんですけれども、ほかにも子どもたちがこのことを知って、もう僕は遠足には行きたくない、怖いと言っている子どもがいているそうなんです。私もそう思います。子どもをやはりそういうふうに、無理やりに危険なところには行かせたくないです。子どもたちが安全に、安心して健やかに育つことができるようにするのが教育長の仕事ではないのでしょうか。

今でも教師は大変です。1学年の遠足に一体どれだけ担任外の先生を配置できるのでしょうか。両小学校の1年生から6年生、太子中学校1年生から3年生と、一緒に遠足に連れていってくれるんでしょうか。私は、これは不可能だと思います。本当にバスも電車も手配できるかどうか分かりません。希望する日に行けるかどうか分かりません。過密なスケジュールで日々学校は運営されています。教育長はカリキュラムを組む大変さも知っているはずですが、責任を逃れることができないことを認識すべきです。

せめて責任は教育委員会が持つと明言していただかなくては、各学校の校長先生をも苦しめることになるのではないのでしょうか。これだけ安全面で不安のある万博です。教育長として子ども招待に反対していただくことを求めます。

以上、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 5月1日付で大阪府教育委員会教育長宛てに提出してございます緊急要望書の内容でございますが、まず1つ目として、送迎バスの確保をはじめ、低学年の児童や車椅子を利用しているなど配慮が必要な児童生徒の移動手段などへの課題を盛り込んだ、子どもたちの安全・安心な移動手段の確保、2つ目といたしまして、休憩場所の確保や熱中症対策、また、災害時の避難方法などの課題を盛り込みました、

子どもたちが安心・安全に過ごすことのできる場所の提供でございます。本来この項目には被害報告などの公表が遅延したとされてございます、3月28日発生のガス火災事故への対応も含まれているべきだと考えております。そして、3つ目といたしまして、見学できるパビリオンはどの程度あり、それに伴う待ち時間、また、校外学習に必須となる下見などの課題を盛り込んだ円滑なパビリオン見学、会場内の移動などとなっております。

これらの要望等を受け、大阪府におきましても、博覧会協会に対し必要な要望を行うとともに、安全・安心な来場に向けた課題をクリアしながら、情報発信も含めしっかりと取り組んでいくとされてございます。本町といたしましても、当該事業における子どもたちの校外授業が安全・安心に参加できることを前提といたしまして、この絶好の機会を逃すことなく、太子町の子どもたちにかげがえのない貴重な経験をしてもらいたいと考えているところでございます。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 今いろいろと述べていただきましたけれども、それは絶対に無理です。私もいろんな経験を持っているんですけども、こんなに恐ろしいこういうことを、子どもたちが危険なところに連れていこうとしていることがもう考えられません。

6月3日に発表された、2025年大阪・関西万博に無料招待するために大阪府の教育庁が各学校に行ったアンケート結果ですが、そもそもアンケートの設問が「参加を希望」か「参加は未定、検討中」の2択で、「参加を希望しない」がなかったことから批判されていますが、回答があった学校のおよそ8割に当たる約1千390校が「参加を希望する」と回答しています。しかし、一方で、2割に当たる約350校が「参加を未定、検討中」と回答しており、約1千160校が回答を寄せなかったことから、参加を躊躇している学校が多く見受けられる結果となりました。

子どもたちに関わる多くの人、団体が心配しています。大阪府教職員組合、府立高等学校教職員組合、府立障害児学校教職員組合の3団体からも、工事現場での爆発事故さえいまだ学校現場に周知もされない、子どもの安全や命が保障されているとは言えないとし、万博への学校行事としての参加中止が求められています。6か月の開催期間に混乱が見込まれ、安全、円滑な滞在、活動、移動確保に各教育委員会、学校が大きな不安を抱えています。観光バス確保が期間中延べ3千台で、4月から5月の来場ピーク時に

利用できるのは全体の４．４％にすぎず、利用した場合も駐車場から会場入り口まで８００メートルから１千メートルの徒歩移動が必要で、小学校低学年には厳しいと指摘されています。１、２年生はかなり困難だと私は思っています。

公共交通機関も配慮が必要な児童生徒の利用は困難を伴いますし、２千人収容の屋根付団体休憩所は、ピーク時には１日６千７１６人の入場が見込まれ混乱が想定されます。下見ができるのか、日影はあるのか、雨が降ったら、地震、津波など災害時の避難計画もいまだに策定されておらず、事故など、警察や消防との連携状況など、あらゆる不安があります。爆発事故、熱中症、交通アクセスなど不安だらけの招待事業です。もし問題が起こったときの対応はどこが責任を取るのでしょうか。大阪・関西万博の矛盾と破綻はいよいよ鮮明です。

今や万博は、万博のメインスローガンの「いのち輝く」どころか「命脅かす」になりかねない事態に陥っています。太子町の子どもを万博会場に送り出した太子町、教育委員会が責任を免れることはないと自覚すべきです。本当に子どもを行かせて大丈夫なのでしょう。問題だらけの大阪万博です。命の危険があるところへの子どもの参加は中止すべきです。絶対に無理だと思います。

この問題を教育長が答えないなどあり得ません。千早で教育長も答弁していましたが、教育長の答弁を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 私のほうからご答弁させていただきます。

先ほど来、万博が危険であるというようなご質問もいただいております。当然新聞等で報じられておりますようなことも、私どもも承知してございます。要望書も持ちまして、各学校とも随時いろんな今回の招待事業についての話はさせていただいております。こういうことをクリアできれば学校でも参加できるのではないかというのも、３校ともにもきちっと話をさせてもらいながら今進めているところでございます。

大阪府が、今の段階で招待事業の負担をどこまでというのものはっきりしていない部分もございますので、今後も当然子どもたちは確実に安全な形で校外授業ということは、ほかの臨海であったり修学旅行であったり全て同じと考えてございます。本町におきましては、遠足での付け替えといいますか、そういった形では考えておらず、今のところ当然臨時授業として、万博のこの機会だからこそ、今の小中学生に体験できるということをぜひとも実現させていきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（山田 強君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

次に、2 番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3 番 西田いく子君 登壇〕

○3 番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1 問目、届いた声を反映した公共交通について質問いたします。

全国に衝撃を与えた金剛バス全路線廃止から、関係自治体、職員の皆さんは短時間の中で4 市町村地域公共交通活性化協議会を発足し、1 2 月 2 1 日からの新形態でのバス運行にこぎ着けました。まずはバス路線が守られたことに対しては、住民の方から感謝の言葉をお聞きしております。

しかし、近鉄バスやのってこバスは、1 2 月 2 0 日までの公共交通に比べると、上ノ太子駅最終バスが拡充されたことや運転手の丁寧な対応は好評ではありますが、それ以外は本数、路線、料金、補助制度など、どれを取っても明らかに後退をしており、私たち日本共産党が実施している住民アンケートには様々な意見が届けられています。

6 月 3 日には第 1 回太子町地域公共交通会議が開催され、国からの補助金をもらうためには6 月中に申請をしなければならないと期限が提示され、ほぼ事務局でまとめた計画案が固まってからパブリックコメントが実施され、公的負担が財政負担へ変わるこの一部の修正だけで、多くは施策の具体検討の参考にさせていただくと、事務局の考え方が示されているだけで計画には反映されていません。また、これまで何度もアンケートを実施するとか説明会を開くとか住民の声を聞けと求めてまいりましたが、太子町コミュニティバス利用者アンケートが4 月 1 5 日から5 月 1 5 日まで実施されました。この実施をしていただいたことはありがたいと思いますが、この意見も計画には反映されていません。

太子町地域公共交通計画案第 8 章には、目標を達成するための施策について書かれています。1－1、地域公共交通網の再編、1－2、交通体系の継続検討、1－3、低床車両の導入、1－4、安全・安心に利用できる利用環境の整備・改善、1－5、先進技術を活用した公共サービスの導入に向けた検討、2－1、分かりやすい情報の発信、2－2、公共交通を利用するきっかけづくり、2－3、地域公共交通サポーター制度の導入、2－4、公共交通の担い手確保に向けた検討、3－1、観光施設等での案内充実、

3-2、商業施設へのアクセス強化、3-3、交通弱者等に対する支援策の実施です。

第8章に様々な例、商業施設のアクセス強化、バス停の整備、キャッシュレス決済、公共交通サポーター制度、1日乗り放題チケット、お買物手形、高齢者運転免許自主返納支援事業などが示されていることや、パブリックコメントや太子町コミュニティ利用者アンケートで出されていた本数、路線、料金、補助制度などに対する意見を基に、今後どのように施策の具体検討に入っていくのでしょうか。また、具体検討のために今後住民アンケート、住民説明会等を開く予定はあるのでしょうか。

太子町地域公共交通会議では、6月中に書面開催も考えられているような話でしたが、具体検討に進むための太子町地域公共交通会議は次回いつ開催するのでしょうか。今年度何回開催予定でしょうか。

まずは以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 届いた声を反映した公共交通について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町の地域公共交通は、これまで太子町地域公共交通網形成計画に基づき、3つの基本理念である平等な外出機会の支援、地域で支え合うコミュニティの推進、多様な人の交流の創造の実現に向け実施してまいりました。計画期間である5年が経過すること、令和2年11月に地域公共交通活性化再生法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、新たに計画を見直す必要が生じるとともに、令和5年12月20日に本町の基幹的な地域公共交通を担ってきた金剛自動車が、利用者の減少や運転手不足等の理由によりバス事業を廃止されました。

そのため、地域住民の移動手段を継続的に確保する必要があることから、太子町地域公共交通計画を策定するため、令和5年度から今年度の6月3日まで、地域公共交通会議で検討してまいりました。

パブリックコメントにつきましては4月1日から4月30日の期間で実施し、3名の方から19件のご意見をいただき、バス利用者アンケートにつきましては4月15日から5月15日の期間で実施し152件の回答をいただいたところで、パブリックコメントについて、計画に関する意見の中で必要なものについては反映し、地域公共交通に諮らせていただいたところでございます。

一方で、パブリックコメントやバス利用者アンケートにおける意見を踏まえながら、

今後施策の具体的な部分につきましては地域公共交通会議の中で検討させていただくことになると考えており、次回は８月から９月にかけて開催する予定としております。今年度の会議の開催回数につきましては決まってございませんが、具体的な検討が必要な場合に開催させていただく予定としております。

また、今回実施させていただきましたバス利用者アンケートにつきましては、実際に利用されている方のご意見が今後の施策にも重要であると考え実施させていただきましたが、住民アンケート等につきましても必要性は承知してございます。しかし、限られた予算の中で、バスを利用されていない方のご理解も得ながら、町の地域公共交通を進めていかなければなりません。その点も踏まえながら、太子町の地域公共交通がより利便性、効率性、そして、継続性の高いものにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○３番（西田いく子君） 利用者の声を聞いたバスのアンケート、ここに重要性を感じているとおっしゃられたのと、アンケートをこれから取らなあかんということ、必要性も感じておられるということです。

いろいろアンケートを取る前に１つ言っておきたいのは、今、太子町がどういう状況なのかということは先に伝えておかないといけないと思うんです。パブリックコメントですけれども、のってこバスの乗降の不便さが書かれておりますけれども、この現在ののってこバスはレンタルですし、新しいバスが来るまでの一時的な措置だということです。このことを住民にはっきりと伝えておれば、ステップがないとかそういうことは、それは我慢してくださいという話なのですけれども、８月になったら新しいバスが来ます、行き先も出るようにしますとか、そういうことも先に伝えてあげておれば、パブリックコメントで、そういった今ののってこバスに対する意見がそんなに上がることはなかったのではないかなと思います。

今でも、のってこバスのラッピングデザイン投票を行いましたけれども、そういう形で、間もなくのってこバス、新しいバスが８月と確かおっしゃったと思いますけれども、８月には入りますというのを今から告知しておけばいいのではないかなと思います。

また、第８章の１から４、安全・安心に利用できる利用環境の整備・改善で、バス停の移動整備とあるので、具体の検討の中にバス停の移動もあり得るのかと思い、私は、住民から危険性を感じている、不便だと意見をいただいています聖徳太子御廟前バス停

の移設が、従来の待合がある場所に戻すことも検討対象に上げていいのかを公共交通会議で尋ねました。そうしましたら、交差点や横断歩道付近は渋滞や事故を誘発するおそれがあるから道交法などで警察が許可しないと、国土交通省の方も猪井会長も答えておられました。こういった住民の声を聞くと言っても、前提として変えることができない、規制されていることなどはきっちりとさせた上で具体検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、パブリックコメント、車内アンケートでの意見をどう読み取って、どう具体検討していくのでしょうか。バス路線を増やしてほしい、バスの便数を増やしてほしい、運賃を下げしてほしいなどの声に、今後どう応えていくおつもりでしょうか。高齢者のお出かけ支援で行っていた各種助成制度は、絶対にしないとはこれまで言ってきませんでした。一旦廃止をさせてもらうということだったと思います。では、今後の助成制度はどうするおつもりでしょうか。

また、畑から上ノ太子駅まで直通便なら200円で行くことができ、乗換えをしたら400円という料金設定は、どう考えてもおかしいと思わないのでしょうか。行きも帰りも、乗り換えると畑からでしたらそれだけで800円かかります。バスの本数が少ないので、行き帰り往復で利用したくても帰りに合うバスがないので、買い物に行って、重い荷物が増えたのに歩いて帰らなければならないと困っている方もいらっしゃいます。

私たち日本共産党も今、住民アンケートを全戸に配り、公共交通については、ふだんの主な移動手段は、あなたはバスを利用したいと思っていますか、運賃についてどうお考えですかなどご意見をいただいているところです。回答は60代以上で7割と、太子町が行ったコミュニティバス利用者アンケートと年齢構成は同じようになっております。移動手段は自家用車が一番多く、次に徒歩です。バスは利用したい、時々なら利用したい、利用しない、これはほぼ同じ割合です。運賃について、私は、以前のデマンドワゴンが無料でしたし、福祉センターに行く方のバスは今も無料ですから、高齢者のお出かけ支援として無料が一番良いと思っていますけれども、アンケートでは高いと思っている方は多いですが、走ってもらっているだけでありがたいお考えの方もいらっしゃいますので、無料は10%でした。100円、これが50%になっています。バスを利用している人も利用していない人も、せめて1時間に1本は走らせてほしいと書いています。体育館に行くコースも望まれています。

また結果がまとまりましたら、分析を加えて住民にお返しをいたしますけれども、太

子町もパブリックコメント、車内アンケートでの意見、今後アンケートや住民説明会をしてもらいたいです。そこで出された住民の意見をどう聞き、施策にするおつもりでしょうか。

先ほど費用のこともおっしゃいましたが、全戸にアンケート用紙を配ったところで、5万円も封筒を作ったところで、郵送代がかかったところで5万円もあればできます。太子町にそのお金がないとは思いませんので、本当に話を聞きたければ全戸にアンケートを実施したらいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） パブリックコメントやバス利用者アンケートでいただきましたご意見につきましては、鉄道との接続などによる時刻の変更や運行ルートの再検討などについては、適宜内容を見直すことが重要と考えており、その他にいただいております様々なご意見とともに、太子町地域公共交通会議でご議論をいただきながら進めてまいりたいと考えております。更に、今回一旦廃止とさせていただきました各種助成制度等につきましても、地域公共交通計画に記載しております利用促進策とともに、どのような施策が現在の太子町における地域公共交通にふさわしいのかを、太子町地域公共交通会議における議論の下、施策の実施について見極めていきたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 地域公共交通会議で議論をしようとおっしゃいますけれども、部長も出席されていると思いますけれども、議論というには私がちょっとしゃべり過ぎているかなと思うような状況ですし、ただ今回、住民代表で2人の方が新しく参加されましたが、お隣に座っているのでちょっと手元を見ましたら、本当にたくさんマーカーも引いて付箋もつけて、太子町の地域公共交通をより良いものにしようという方が、今回参加されているんだなということで心強く思っています。

ただ、公共交通会議の議論をするにしても、その前提となる住民の声を集めないと、私がいろいろ物を言えるのは、住民の声を聞いているからこれはどうするのと聞けるんですけれども、全体に議論の基となるアンケートであったりとか、そういう資料を提出することを求めます。ですので、本当住民アンケートも取っていただきたいですし、住民説明会もしていただくようお願いいたします。

乗り合いバス路線の完全廃止、撤退の状況について、国土交通省は2009年から2

022年まで約1万8千786キロ減っていると数字を挙げています。乗り合いバス運転手が2011年度8万2千634人から、2021年度で7万4千340人と大きく減少しています。金剛バスの全路線廃止表明後、今まではあまり取り上げられなかった路線バスの廃止について報じられるようになりました。阪急バスが2023年11月に阪急梅田駅前を発着していた一般路線を廃止いたしました。京阪バスが2023年12月に路線再編を行い、一部路線の廃止や1回運行等減便を行いました。この計画の策定を6月中にと急いだ理由は国から補助をもらうためですけれども、地域内の乗り合いバス路線の赤字分の2分の1が対象経費となる地域内フィーダー系統補助の執行額は、地方自治体からの申請額の半分にも満たない状況で、足りない分は特別交付税を措置していると国土交通大臣が答えています。

住民の移動権は国がしっかり保障すべきですが、国任せでは太子町の住民を守ることができません。太子町として計画に書かれている地域公共交通が目指す将来像、住民の暮らしやまちづくりの土台となる持続可能な地域公共交通の実現のために、今後どのような方向で住民の声を聞いて住民の移動権を保障するつもりなのでしょうか。太子町の計画には、住民の暮らしの土台となる日常生活において、通勤、通学、通院、買い物など町内外への移動が必要となることから、地域公共交通は学生や高齢者といった自家用車を運転できない、しない人を含む全ての人が安全で快適に移動する手段として、平等な外出機会を与え、機会を支え、日常の暮らしを支えていく役割を担う、まちづくりの土台となる、誰もが自由に移動できる手段としての役割を地域公共交通が担うことで、町内の住民や事業者のみならず、町外からの観光客等を含む多様な主体の交流を生み出し、地域コミュニティの推進や観光振興といったまちの活力やにぎわいづくりの礎となることから、地域公共交通会議はまちづくりの土台となる役割を担う持続可能な地域公共交通、住民の暮らしやまちづくりの土台となる地域公共交通は、将来にわたりサービスを提供し続けられる持続可能性が必要となり、そのためには、住民においては公共交通に対する意識の向上や積極的な利用、行政や事業者においては利用促進や利便性の向上、無駄をなくした効率的な運行等が求められる、地域公共交通の持続性向上に向けた取組を多様な主体が協働しながら行っていくことが重要である、こう計画に書かれています。

持続可能という名の下に、運賃収入で財政的なことを考えていないか。これが心配でしたので何度も確認したところ、3月議会の答弁では、持続可能という言葉は、一般に

将来にわたりサービスを提供し続けられるという意味と認識しておりますとの答弁でした。まちづくりの土台と位置づけられた公共交通が費用面だけで切り捨てられることはない、将来にわたりサービスを続けていくんだということです、なくなることはないし、今以上に住民の皆さんが望む公共交通、いつでもどこでも行きたいところに行くことができる公共交通を、住民の皆さんの声を聞いて実現していけたらと思っています。

それにしても、選挙公報では、地域に合った持続可能な公共交通の構築を公約に掲げておきながら、所信表明で、計画でまちづくりの土台とまで位置づけた公共交通について一言も書かれていないのには少々がっかりいたしました。まちづくりの土台ですから、健康で生き生きと暮らせる安全・安心なまちに、住民と共に進む住民本位のまちに、どれにも公共交通は関わる大事な施策です。観光振興といったまちの活力やにぎわいづくりの礎とまで言いながら、所信表明ではあれだけ道の駅フルーツロードのことを書いておきながら、礎となる公共交通について触れられていないのは一体どういうことなのかとも思います。

何度も言いますけれども、土台と位置づけたからには、地域公共交通会議には健康福祉部長もまちづくり推進部長も出席をしておられますから、政策総務部だけで考えるのではなく全庁的に考えていただくことを要望いたしまして、公共交通についての質問を終わらせていただきます。

続きまして2問目、任期4年以内に合併は考えていないということでしょうか。町長の合併についての考えをお尋ねいたします。

3月議会で町長は、自らの言葉で「確実に到来する人口減少社会を見据えて、将来世代にツケを回さないために、税金の効率的な執行方法について、あらゆる可能性について研究、議論をしましょうと申し上げているのであって、合併ありきで議論を進めているわけではありませんし、当然、現在具体的な合併の話は全くありません。更に、太子町、河南町、千早赤阪村の3町村が合併しても根本的な課題解決にならないと私自身考えていますので、そういった話はないと申し上げさせていただきます」、こう答弁し、4月の選挙を行い、6月議会冒頭に2期目の所信表明を行っています。

太子町、河南町、千早赤阪村の3町村が合併しても根本的な問題解決にならないと私自身は考えています。こう議会でおっしゃいましたし、選挙期間中、合併はデマですとの言葉をおっしゃっていました。ところが、所信表明では選択肢の1つで合併とも言いました。このことに矛盾はないのでしょうか。

合併を考えていない、これが町長の思いなののでしょうか。選択肢の1つに合併、これが近い将来、また、遠い未来に必要な、そうお考えなののでしょうか。町長の合併に対する思いをお答えください。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

2町1村での合併については、根本的な解決にならないという私の考えは変わっておりませんし、税金の効率的な執行方法について、あらゆる可能性について研究、検討をしていくというスタンスも変わっておりません。現在、南河内2町1村未来協議会で交わされている議論は、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組み、選択肢の1つとして合併についても検討を深め、地域の更なる発展と成長を目指すことを目的とするものでございます。

住民の皆様からお預かりしている税金を地域全体で効率的、効果的に執行するために、様々な方法を検討することについては継続するべきであると考えており、これから詳細な研究、検討を重ねていく必要があります。例えば2町1村の合併、他の市が合併に入った場合、また、広域連携によりどこまで踏み込んだことができるのか。また、その場合、各市町村及び全体でどのような課題解決につながるのかを検討する必要があります。その上で、どのような自治体の形がふさわしいのかについて議論をするべきであって、現段階では根拠に基づいた議論とはなっておりません。

以上のことから、どのような選択肢となるのかは住民の皆様の意見も踏まえた上で、これからの研究、検討結果によると考えております。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） やはり選択肢の1つに合併というのは外さないということですね。だから、3町村の合併は考えていない。だけど、財政面とかそういうことでは広域とかを考えていこうと。でも、3町村で根本的な解決にならない。また、この3町村では合併を考えてもいないのに、今、職員さんの数が少なくて、もう兼、兼、兼がついているのはちょっとはましになりましたでしょうか。

兼務をせざるを得ないほど職員さんが少ない太子町で、また、万博の機運醸成とかでよく駆り出されておりますけれども、通常業務だけでも忙しい職員さんを巻き込んで、今後も南河内地域2町1村未来協議会、これ続ける意味があるんでしょうか。令和5年9月1日に開かれた未来協議会で、令和5年度南河内地域2町1村未来協議会中間ま

とめが出されています。最終年は2045年です。21年後の3町村では、その表とか文書を見たら、人口が減り、施設が老朽化し、職員が減って大変。平たく言えばこのようにまとめています。21年後ですから、太子町長がずっとやったときで、そのとき8期目でしょうかね。85歳の話です。そんな先の将来が不安で不安でたまらなくて、選択肢の1つに合併が必要。こんなことを言うよりも、今の太子町をどうするのか、これを真剣に考えるのが町長の仕事ではないでしょうか。

町長が考える選択肢の1つとされる合併は、2期目の4年以内のことなんではないでしょうか。その年数ぐらい答えていただいてもいいのではないではないでしょうかね。21年後のことを今口にし、職員をも巻き込み考える必要があるのでしょうか。私たちが実施しております住民アンケートの設問にも、この合併について入れております。町長が市町村合併の議論を進めていることについてどう思いますか、こういう質問です。反対、賛成、分からない、その他。賛成が僅か6%、反対が7割です。残りは分からない、無記名になっています。合併で書かれている声ですけれども、合併で太子町が良くなるとは思えない。住民にも議会にも相談なしですから、コソコソはいかん、全然知らなかった、こんな声もあります。知りませんから、メリットがあれば賛成。合併のメリットは一体何ですか。太子町が良くなればいいと思います。内容によりますが、内容によれば賛成してもいい、可もあれば不可もある感覚だ、町長は合併を考えてない、選挙で聞かれたんでしょうね、よし、合併を考えていないと言っているのではないかという意見もありました。

でも、圧倒的多数の住民は合併を望んでおられません。私は千早赤阪村議会の一般質問を傍聴したのですが、千早赤阪村の南本村長も、合併はデマだと言った町長と同じ思いのようです。南本村長は合併をどう考えているのか、この質問に対して、合併は大反対ですと言いました。合併はデマとまで言った町長の思いと重なる南本村長の答弁だと思いませんか。合併は、少なくとも合併反対を掲げて戦った候補者に対して、合併はデマだと町長自らが候補者カーで街頭から訴えておられたのですから、太子町、田中町長、2期目の任期中に合併は考えていない、こう明言して当たり前だと思いますけれども、改めて町長の答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 南河内地域2町1村未来協議会の地域の未来予測では、2045年までの将来推計人口など、将来にわたった長期間のデータが出ており、太子町においてもかなりの人口減少が予測されております。現在の太子町、未来の太子町、どちらも

大切であり、将来を見据えて行動することは必要なことであると考えております。

その上で、南河内地域2町1村未来協議会においては、将来世代にツケを先送りすることがないように、時代に即した自治体の形について議論が行われているところでございます。そのために様々な方法を検討することについては継続すべきであり、繰り返になります。どのような選択肢となるかは、これからの研究、検討結果によると考えております。ただ、どのような選択肢にしても、太子町の町長として住民の皆様ともしっかりと情報共有し、理解を得ながら進めていくことが重要と考えております。そして、3月議会でも申し上げさせていただきましたが、現在具体的な合併の話は全くないということはもう一度述べさせていただきます。そういった意味で、合併の話はデマであると、デマであると言ったかどうかはちょっと記憶にないですけれども、そういうことであるということは申し上げさせていただきました。

そして、そもそもご存じだと思うんですけれども、合併そのものも町長1人で進めることはできないということでございます。いろんな方と議論しながら、いろんな全ての可能性について議論をしましょうということを申し上げておるということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。太子町の町長として、全てのことを考えて、この合併も、合併をするとも言っておりませんけれども、考えていきたいのとことでした。

全ての住民さんも、いろいろ知らせてというのであるならば、2町1村未来協議会、これはいつまで続けるのか分かりませんが、傍聴はぜひお願いしたいと思いますし、議事録があまりにもずさんです。しっかりしたちゃんとした議事録を出していただくようお願いしたいと思います。それが無理でも、こうやって議場でもネット配信もできますし、ここを借りてでもやっていただけたらと思いますので、住民の意見を聞くとおっしゃるならば、それらの手間を一つひとつやっていただきたいと思います。

この問題に町長が答えてくれなかったら本当にどうしようかなと思いましたが、真摯に答えていただいたことには感謝申し上げます。未来協議会と同時に、これが心配なんですけれども、大阪府議会では、2023年5月から急激な人口減少と高齢化が進む中、将来の基礎自治体の在り方について幅広く調査検討を行うことを目的に、基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会が立ち上げられ、ここに町長も参考人として出席もさ

れましたし、議論が進められ、当初は一部の府議会議員が前向きだったとされる市町村合併を促すための強いインセンティブは条例に盛り込まれはしませんでしたけれども、市町村の機能維持に関して合併まで踏み込んで明記した条例としては、都道府県で初めての大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例が制定しています。

日本共産党が実施した住民アンケートに寄せられた意見のうち、合併についての声を紹介したわけですが、住民の声が届かない、聞いてくれない町政を何とかしてほしいとの意見をいただいています。住民の声を聞かず、国言いなり、大阪府言いなり。どこの誰の声で太子町政が動かされているのか。政党の政策を実施するのが町長の仕事ではありません。一旦町長になったからには、太子町の全住民の福祉の増進に力を発揮するのが首長、町長の仕事ではないでしょうか。誰のために、何のために町長になったのか。住民の苦しみに寄り添うのか、それとも住民の苦しみに背を向けるのか、このことが問われていると思います。

太子町のことは、先ほど町長も言いましたけれども、住民の声を聞いて太子町で決めればよいと思います。何ら住民にも議会にも説明しない中で、未来協議会で選択肢の1つに合併が必要だと、大阪府と、3町村の首長だけで決めているのは間違っていると思いませんか。

太子町を、私たちは太子町がいつまでも住み続けられる太子町であってほしいと望んでいます。将来世代にツケを回さない、これは本当に大切だと思いますし、今、人口減に歯止めをかけることは大切やと思っています。ですから、町長がやろうとしている子育て支援策はいろいろ他の自治体にも先駆けているところもありますし、応援をいたしますけれども、一方で社会保障費、後期高齢者医療費も高いですし、国民健康保険料も高いですし、介護保険料も高いです。公共交通は不便になりました。高齢者が住めないまちに、将来世代、若者にも未来があるとは思えません。太子町を住みやすいまちにするためにも、町長が町長として住民の声を聞いて町政を行っていただくことを心からお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、西田議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時にいたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、3 番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1 番 斧田秀明君 登壇〕

○1 番（斧田秀明君） 議席番号1 番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回は、令和6 年能登半島地震に関する太子町の対応状況についての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

令和6 年1 月1 日午後4 時1 0 分に、石川県能登半島を震源とする令和6 年能登半島地震が発生しました。多くの尊い人命が失われたことに哀悼の意を表すと共に、被災されました皆様には心からお見舞い申し上げます。また、現在、被災地に対して懸命な救助・救援活動に従事されている皆様に感謝と敬意を表します。

発災から5 か月が経過しましたが、これまでの阪神・淡路大震災や東日本大震災に比べて、マスコミから流れてくる現地の映像は、ほとんど町中の様子が震災直後と変わっていない。そのように見えます。復興はあまり進んでいないかなというふうに感じます。このような状況の中で、太子町の支援対応状況について質問いたします。

さて、太子町の対応状況については、町のホームページに掲載されています。そこに、町では大阪府市町村の職員により構成する現地支援チームの一員として、関西広域連合で決定されたカウンターパート方式により輪島市を支援しますと書かれていますが、カウンターパート方式について、これまでの派遣方法との違いなどを詳しく教えていただけたらと思います。太子町役場の内部組織の取組や、時間の経過とともに現地、被災者が求めている派遣職員の内容についても、変わってきていることがあれば教えていただきたいと思います。また、物的支援については、現在、支援物資の品目などを大阪府と調整中と書かれていますが、どのような状況でしょうか。また、人的派遣について、これまでの実績の内容と今後の派遣内容について、支援の見込みについての答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 令和6 年能登半島地震に関する太子町の対応状況について、私のほうからご答弁申し上げます。

能登半島地震の支援につきましては、ご存じのとおり、カウンターパート方式により

輪島市を支援してございます。これまでの災害支援は、都道府県や市町村が各々の実施可能な支援を申し出ておりましたが、被災地自治体では、必要な支援について分野ごとに申し出を整理した上で支援団体を選定し、必要な支援を受け入れる調整を行うことが負担となっておりました。カウンターパート方式は、被災した市町村ごとに担当する都道府県等を決め、窓口を一本化して支援を行う方法で、今回、大阪府は他の都道府県とともに輪島市を支援し、特に避難所運営について輪島市の業務を軽減するため被災者への支援を行っており、太子町も大阪府とともに支援を実施してまいりました。

また、本町では町長を中心とした令和6年能登半島地震災害支援会議を立ち上げ、大阪府で集約された被災地からの支援要請に対応してまいりました。支援の内容でございますが、物的支援については、輪島市が必要とする支援物資のうち避難所運営に係る必要物資のリストについて大阪府が受け持ち、大阪府や府内市町村の備品等から支援することとされました。発災当初は飲料水やおむつなどの要請がありましたが、その後はふりかけや使い捨てのお椀、割り箸、下着等となり、2月以降は携帯トイレの袋やブルーシートなどが要請されております。

太子町では大阪府に支援可能な物資の報告を行ってまいりましたが、太子町に対する要請はございませんでした。人的派遣につきましては、輪島市の避難所運営支援に職員派遣を行いました。人的派遣も大阪府からの要請に応える形で実施し、1月20日から2名の派遣を皮切りに、5月末まで派遣を行いました。太子町からの派遣職員はいずれも自ら支援に参加する意向を示したもので、自治防災課の職員を含む合計5名がそれぞれ1週間ずつ現地派遣に参加しております。発災直後から続いておりました大阪府の避難所運営支援につきましては5月末をもって終了となっており、今後は地域の復興に向けた支援に切り替わっていく予定となっております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁いただきました、カウンターパート方式というのは、東日本大震災以降注目されるようになった支援方式だそうですね。ご説明のとおり、窓口を一本化することで、被災地、地方公共団体の特性に合わせて細やかな支援の実現が期待できるということですね。以前はせっかく届いた救援物資だが、必要なものが届かず物資を保管する場所が取られているだけのニュースも見たことがありました。国をはじめ、都道府県、市町村が毎回物資の管理や業務を改善することに取り組んでいるという

ふうなことで感じました。

これまで輪島市に、避難所運営支援に職員5名を派遣されましたが、避難所運営支援のもっと具体的な内容についての答弁を求めます。派遣で行ったことが、通常の役場での業務では経験できないものや、太子町役場のほかの職員にぜひ伝えたいものなどがなかったでしょうか。そのような話があればぜひ教えてください。そして、大震災や豪雨災害が発生した際に、いつもフットワーク軽く他の市町村と連携している社会福祉協議会についてですけれども、今回はどのようなことに取り組んでいるのでしょうか。これも具体的な内容について答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） これまで派遣した職員の避難所運営支援の内容でございますが、避難所の暖房を24時間維持する業務や、避難者の見回り、食料の配給・配膳、施設の清掃等を行ってまいりました。高齢な方も多く避難されており、感染症など衛生面の対応等にも配慮しながらの支援となっております。

被災地に派遣した職員は、道路や建物など被災地の様子に加え、避難者や現地自治体職員の状況などを肌で感じ、様々な思いを抱いたと聞いております。その中にはまず、道路の復旧が重要であることや、避難所のトイレが使えないときは素早く使用方法を切り替え、衛生管理を徹底することが感染症を広げないためにも重要だと感じたこと、また、派遣職員は男性が多い中、やはり男女両方いたほうが支援を行いやすく、支援物資の相談などでは女性職員がいてくれて助かったという声があったとのことでございます。

避難者の方については、長い避難生活が続き、悲しみと不安を抱えながらも、助け合って前向きに生活されていることを実感すると共に、遠いところをありがとう、逆に励まされ頑張ろうと思えたなどとも聞いております。これらの意見や思いをぜひとも全職員で共有したいとの考えから、撮影した写真や現地の状況、支援業務の内容などの報告については全職員で共有し、職員一人ひとりにおいて太子町が被災した際の災害対応業務への取組の一助となるように努めてございます。派遣職員の報告の中には、太子町の防災対応について、トイレなどに関する提言も含まれており、現地を支援した職員の生の声として今後の取組に役立てていかなければならないと考えてございます。

次に、太子町の社会福祉協議会の支援の状況でございますが、全国社会福祉協議会のカウンターパート方式による人的派遣として、社会福祉協議会の職員3名をそれぞれ1週間ずつ、石川県志賀町及び七尾市の災害ボランティアセンター運営支援に派遣されて

います。また、被災地での利便性の高い軽トラックの貸出しを行っており、軽トラックを被災地に届けた職員が翌日ボランティアセンターの活動支援を行ったとのことでございます。職員派遣と並行し災害ボランティアの活動もされており、社会福祉協議会職員を中心に1泊2日の日程でこれまで3回され、6月中にも予定されているということでございます。

能登半島地震の被災地は徐々に復旧が進み、避難者数は減少しておりますが、今後は地域の復興に向けた取組が重要な時期となります。太子町としましても、引き続き大阪府、府内自治体と協力して支援を続けてまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。被災地に派遣された職員の皆さん、本当にお疲れさまでした。

まず、大きな余震がいつ来るか分からない状況の中でも、皆さんは前向きに取られたことが本当にすばらしいと感じました。そして、現地で様々な支援活動を通じて、日頃ではできないことをいっぱい体験されたことと思います。ぜひとも被災地に派遣された経験を、自分だけでなく他の職員の方にも伝えていただけたらと思っておりました。太子町全職員で共有し、職員一人ひとりにおいて町が被災した際の災害対応業務という、そういう表現をされたのを聞きまして、ぜひとも今後につきましても取組の一助となるようをお願いしたいと思います。

続いて、太子町の社会福祉協議会の支援状況を聞かせていただきましたが、被災地で一番重宝がられているのが利便性の高い軽トラックだそうです。ツボを心得ている支援だと思います。実は6年前の本日発生しました大阪北部地震でも、いろいろな使い方ができるというふうなことで、社会福祉協議会のほうから被災地に軽トラックを貸していたという実績があるみたいです。

最後になりますが、今回の職員の被災地派遣が全職員の共有できる場所の1つになる実績をつくっていただき、日頃の業務におきましても課や部の垣根を超える連携が取れる太子町の行政を皆さんの力でぜひ実現してください。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、4番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

○ 6 番（村井浩二君） 議席番号 6 番、自民クラブ、村井浩二でございます。通告に従いまして、町長の所信表明のフルーツロードに関する質問をさせていただきます。

本町の農地では、田植作業も終わられ安堵されている農家さん、また、ぶどう栽培で最盛期をお迎えになられている農家さん、そしてまた、昨日も毎年恒例の山田小学校教育展では、山田小学校の 5 年生が農業体験実習として田植を実施されていました。太子町では一番にぎやかな農繁期に入りました。また、昨今では町外から太子町産のシャインマスカットや、おいしい、安心・安全なお米の購入の問合せですね、私のところにも数件来ております。道の駅やぶどう農家さん、また、お米農家さんをご紹介させていただいております。

太子町では優良な農地が広がっており、約 50 年前より南河内グリーンロードとして広域農道の建設が始まりました。当時の私の記憶では、水稻栽培、ぶどうだけではなくミカン栽培も盛んで、山田地区においては大将いちごの一大産地でした。また、この時期にはナス、秋にはキュウリを中心とした、ビニールハウス施設園芸栽培も盛んでございました。

その中、市場の消費動向や高齢化に伴い離農される農家さんも少なくありません。離農された農家さんの農地は、引き続き耕作される農地もあれば、そのまま耕作放棄地化する農地もあります。そこでフルーツロード沿線の農地を、太子町においても最も優良な農地であります。農地を転用し多様な活用を検討されている農地所有者さんもいらっしゃいます。そこで、昨年より南河内グリーンロードを、地域の活性化を目的として南河内フルーツロードと改称し、活性化につながる施策を実施していかれるというお考えでございますが、フルーツロード沿道の土地利用の現状と、これからの実施されようとするお考えについて伺いいたします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 南河内フルーツロードの沿道の土地利用の現状とこれからのについて、私のほうからご答弁申し上げます。

南河内フルーツロード、いわゆる広域農道については、羽曳野市のイチジク、太子町のぶどう、ミカン、河南町、千早赤阪村のイチゴなど、沿道市町村にフルーツの産地があることから、フルーツの価値向上、単価向上などを目指し、令和 5 年 3 月に南河内フルーツロードへ愛称変更され、これを契機に南河内地域がフルーツや農産物の産地であ

ることを広くPRしているところでございます。

南河内フルーツロードは昭和47年から農産物の生産、集出荷、販売体制の組織化や管理体制の整備を図ることを目的として、羽曳野市を起点とした延長約20キロメートルの大規模基幹農道として整備がスタートしました。また、太子町、河南町、千早赤阪村の中山間地域の活性化を目的とした中山間地域総合整備事業とも相まり、沿道地域だけでなく都市住民との交流を促進するための整備が実施されてきました。これにより、沿道地域は一体化され、魅力ある農空間を創造し、総合的な地域の活性化を図る上で大きな役割を果たしてきました。

また、フルーツロードは南河内地域の中心地と沿道市町村沿いの農業集落を連結することにより、農空間の活性化や周辺道路の渋滞緩和による生活利便性の向上、定住環境の改善を図る農業振興、地域の活性化を目的とした基幹農道であることから、その沿道整備、利用方法については時代の流れに即して施策を進めるべきと考えます。

太子町でも平成9年の道の駅近つ飛鳥の里・太子のオープンや、平成16年の南阪奈道路の開通など、フルーツロードを取り巻く環境は大きく変化してまいりました。しかし、沿道のフルーツや農産物を生産できる田畑については、高齢化や担い手不足などによる休耕地や耕作放棄地が増加傾向にあります。加えて、沿道のほとんどが市街化調整区域に位置し、かつ農業振興地域であることから、沿道での都市的な開発等については容易に進めることができない状況となっております。

そのような状況にあるフルーツロード沿道では、都市的な土地利用ではなくフルーツロードの持つポテンシャルを活用した農林業関係の振興施策、例えば農地中間管理機構とのマッチングを活用した新規就農者に対する農地情報の提供、農林関係施設等の立地促進など、新たな雇用創出や経済の活性化につなげていくことも必要であると考えております。また、フルーツロードは農業振興、地域の活性化だけでなく、南河内地域における災害時の孤立集落を発生させないための交通ネットワークとしての役割も持っております。太子町では、まちづくりの基幹となります太子町総合計画並びに太子町都市計画マスタープランについて、今年度から2か年をかけて改訂を行います。その中で、土地利用の整合性を図るとともに、国や大阪府からの情報を広く収集し、太子町だけでなく南河内全域の活性化にもつながる施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま、農家さんの高齢化による担い手不足により、休耕地化や耕作放棄地も増加傾向にあり、沿道のほとんどが市街化調整区域または農業振興地域により、開発については容易に進めることができない状況になっている。そして、新たな農林関係施設等の立地の促進など、地域の新たな雇用創出や経済の活性化につなげていくことが必要であるとのことご答弁をいただき、50年前に指定された農業振興地域内に所在しながら、フルーツロード沿道の農業振興に適していない農地については、具体的な活性化策を積極的に検討していただきたいと考えております。

先日発表されました、来年度の大きな国の方針としての骨太の方針2024の原案とも言える、経済財政等改革の基本方針2024原案の農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障では、農業の持続的な発展に向け、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保等、農地の集積・集約化や土地改良事業、サービス事業体等の活動も促進させていくと。その中で、人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について、次期通常国会提出を目指す。農村の振興に向け、中山間地域等の農地の保全や粗放的な利用対策、農村関係人口の増加に資する地域産業振興、農福振興、鳥獣対策、棚田地域の振興等を進めると骨太の方針の原案であります経済財政諮問会議からの発表がございました。

その中、そこでフルーツロード沿道のこれからの農業振興についての現状と、これからの取組をお伺いいたします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 農業をめぐる課題として、高齢化や次世代の担い手不足による休耕地や耕作放棄地の増加が挙げられますが、南河内フルーツロードの沿道も例外ではございません。このような現状を背景として、昨年12月に大阪府により南河内フルーツ地域活性化計画が策定されました。計画は、消費地である大都市からのアクセスが容易であること、古墳群など歴史観光施設が隣接していることといった強みを活かしての地域農業振興、更には地域活性化につなげることを目的としております。

この計画では、大目標としてフルーツの単価向上、生産量増による地域活性化、中目標として果実の産出額を2025年を中間として3年間平均で10%アップと、南河内がフルーツの産地であることの認知度向上を掲げております。これらの目標達成のために、新規就農者育成支援、産地への支援、各種イベントの実施による南河内フルーツの認知度向上、生産者や事業者とのマッチングの機会を設けることによる販路拡大を今後

展開していく予定となっております。

本町としましても、大阪府と連携しながら、この計画に沿ってこれらの事業に取り組み、南河内地域のフルーツの知名度向上、単価の向上、生産量の増加につながるよう努めてまいりたいと考えております。また、このような広域的な取組を通して遊休農地の減少、農業者のイメージアップ、更には優良な農地として次世代に継承していくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま大阪府と連携しながら、南河内フルーツ地域活性化計画に沿ってこれらの事業に取り組み、遊休農地の減少、更には優良な農地として次世代に継承していくことが重要であるのご答弁をいただき、私もこの機会に常時、フルーツだけにかかわらず地域ブランド化されたお米、野菜の栽培、もしくは地域の食文化でもある川ガニの陸上養殖など、太子町のポテンシャルである農業の歴史、または食文化の歴史などをしっかり継承し、計画実施できないかなと考えております。

そもそも地元の農家さんは、このフルーツロードの取組を全く知らないと言っても過言ではないと思います。まずは地元の農家さんと情報を共有し、沿道周辺の農業振興の状況や土地利用の在り方について再検証する必要があると考えております。

ここまでフルーツロード関連の質問をさせていただきましたが、次に、第6次太子町総合計画策定について質問させていただきます。

本町の最上位の計画であります太子町総合計画は、現在、第5次総合計画が平成28年より令和7年までの期間において計画が実施されております。この計画では5つのまちづくりの基本方針が示されており、その中で、活力と魅力にあふれる個性豊かなまちづくり、みんなで歩む協働のまちづくりにおいて、まだまだ計画達成度が低いと私は感じております。

その要因の1つとして、総合計画における土地利用方針が、土地所有者さんと地域住民または企業や商業施設などの土地利用のニーズと乖離した土地利用方針になっている可能性が大きいと私は考えております。これからつくられようとしている第6次総合計画の土地利用の方針について、現段階のお考えをお伺いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 第5次太子町総合計画における土地利用方針は、太子イ

ンターチェンジ周辺地域の広域交流ゾーン、本町のほぼ中央に位置し、町役場、万葉ホール、太子・和みの広場などの行政・交流施設などが集中して立地している中央ゾーン、本町西側に位置し、市街化調整区域及び聖和台、磯長台が含まれる地域の緑住ゾーン、本町西端に位置しており、主に農地として土地利用されている緑交流ゾーン、本町の南部に位置し府道である主要地方道美原太子線より南側から竹内街道歴史資料館、総合スポーツ公園が立地するまでの地域の緑地環境ゾーン、本町東側金剛生駒紀泉国定公園を含む地域の自然レクリエーションゾーンの6つの区域に分けてございます。

第5次太子町総合計画は、当時の審議会委員の皆様が、専門的な見地などから平成28年度から10年間の計画を策定したもので、社会情勢の変化により見直すべき部分もあるかと考えます。第6次太子町総合計画におきましても、委員の皆様からご意見をいただき、町の将来の在り方を真剣に考えることが重要でございます。その上で、町が発展し持続可能な太子町となるため、企業や商店などの誘致、住宅開発等、誰もが住んで良かったと感じられる太子町にするため、土地利用方針についても議論を深めていく必要があると考えてございます。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま社会情勢の変化により見直すべき部分がある、また、持続可能な太子町となるため、企業誘致や住宅開発を進め、土地利用の方向性についても議論を深めていくことが重要であるとのことご答弁をいただき、土地利用の方針に基づく太子町都市計画マスタープラン作成に当たって、住民の皆さんと将来の太子町について議論を重ねることは重要であると考えます。そして、現在お住まいとして活用されている宅地以外の土地を太子町内に所有されている住民の皆様の多様なご意見を拝聴し、そのご意見を反映させた土地利用方針を定めていくことも肝心であると考えます。

次に、道の駅周辺やフルーツロード沿道の土地利用方針についてお伺いいたします。

1問目においてよく似た質問をさせていただきましたが、ご答弁の中でフルーツや農作物の栽培ができる農地についても、高齢化による担い手不足や、休耕地や耕作放棄地も増加傾向にあります。加えて、沿道のほとんどが市街化調整区域に位置し、農業振興地域も広がっていくことから、沿道での開発については容易に進むことはできないとの状況になっているとのことご答弁をいただきました。

このような状況を改善させていくには、最上位の計画である総合計画、もしくは都市計画マスタープランについて、農地所有者さんの皆様のご意見を伺いながら、土地利用

の方針や他の計画との整合性を図ることが重要と考えますが、本町のお考えをお伺いします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 総合計画における土地利用方針につきましては、現在増加傾向にある遊休農地の有効活用に対する諸課題への政策や、農業振興、地域の活性化を目的とした基幹農道である南河内広域農道が南河内フルーツロードに改称されたことを契機に行う南河内地域のフルーツを活用した観光事業の推進に資する施策など、これからの時代に即した施策に合ったものとする必要があることは承知してございます。また、本町の最上位計画として位置づけられる総合計画は、土地利用の方向性について農業振興だけを目的にするのではなく、企業誘致のための環境整備促進に対する施策、住環境の保全などの調和も重要と考えてございます。

そのため、土地利用方針につきましては、関連する規制を鑑みながら、事業を所管する各部局に対し情報共有や意見聴取を行い、総合計画審議会において委員の皆様にご審議いただき、適切に決定していきたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま総合計画における土地利用方針については、農業振興地域の活性化を目的とした南河内フルーツロードの計画実施を契機に、時代に即した施策を展開する必要があるとのご答弁をいただき、先ほどから質問させていただいておりますフルーツロード周辺の土地については、多くの土地が市街化調整区域や農業振興地域に指定されております。地域によれば、農作物栽培に不可欠な農業用水の利用が困難で、フルーツロードや沿線道路に面した農業振興地域もあれば、住宅に囲まれた農業振興地域もあります。

私のフルーツロードのイメージとしては、フルーツロード周辺の田畑には四季折々のフルーツ、野菜やお米が栽培され、農家さんが中心とした直売所や、その作物を加工した販売所などが建ち並ぶ農空間を保全しつつ、にぎわいのある多様な体験のできるエリアの幹線道路とも言える道がフルーツロードと考えております。また、現在、地元の農家さんを中心に、農業振興地域内の優良な農地において、その歴史的農空間を将来にしっかり引き継ごうと農家さんが主体となり保全活動を実施されております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、農業振興地域内にありながら農業に不向きな農地も少なくありません。この農空間の保全については、国も積極的な支援を実

施されております。このタイミングが本町の農業振興のラストチャンスと言っても過言ではないと私は考えております。国、大阪府としっかり連携し、将来のふるさと太子町の風景を思い浮かべながら、住民の皆様と議論を重ね、次期総合計画策定を進めていただきますよう強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、村井議員の質問を終わります。

次に、5 番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔2 番 建石良明君 登壇〕

○2 番（建石良明君） 大阪維新の会、建石良明です。通告に基づきまして、質問をいたします。

今回の私の質問は、2 期目を迎える田中町長の所信表明について、消滅可能性自治体を脱却し持続可能性自治体となるための施策の実施について、1、どのような子育て推進施策を実施していくのか、これからの地域産業振興についてであります。

今回、田中町長はこの4月7日の町長選挙において、大阪維新の会の公認を受け、3千15票の得票を獲得し、多くの太子町民の皆様の民意を得て圧倒的勝利で当選されました。これは田中町長の1期4年間の町政運営に対する公約の実現と実績に対して、多くの太子町民の皆様が実感し、支持された結果の現れであると考えます。

田中町長はこの2期目も的確な判断と決断を行い、強い覚悟を持って住民の皆様の期待をしっかりと受け止め、住民の皆様の声を聞き、住民に寄り添い、住民目線の立場で町政運営に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

田中町長は、本定例会初日の6月3日に2期目を迎える町長として所信表明を行い、1期目に実行された主な施策や今後の町政運営の基本姿勢、太子町で進捗中の主な事業への考え、更に選挙公約に基づく今後4年間で取り組む主な施策や方針について、力強く表明されました。

そこで、所信表明に関して、私が最も関心を持った事業について質問をいたします。去る4月24日、民間組織人口戦略会議が公表した消滅の可能性がある自治体の744市町村に、新たに太子町が加えられました。これは国立社会保障・人口問題研究所の推計の下に、20代から30代の若年女性人口の減少率を分析し、2050年までの30年間で若年女性人口が急減し、最終的に消滅する可能性があるとして公表されたものであります。

現在、太子町だけでなく全国規模で出生率の低下等が原因となる少子高齢化と生産年齢人口の減少が進んでいます。少子化の背景には、結婚や出産に対する経済的な負担、育児と仕事の両立が可能となる職場環境の未整備があると考えられます。田中町長につきましては、1期目の町政運営の中で、町立幼稚園、小中学校の給食費の完全無償化や幼小中一貫教育の推進、英検受験料の補助等、子育て世帯に対し魅力的な施策を実施されました。しかし、女性の社会進出が進む中、仕事と家庭を両立し、安心して出産、育児ができる環境を整えるには、更なる支援施策が必要ではないでしょうか。

そこでお聞きいたします。田中町長が2期目の町政運営において、太子町が将来消滅可能性自治体を脱却し、持続の可能性が高いと考えられる自立持続可能性自治体となるために、どのような子育て推進施策が必要で、どのように実施していくのか、所信表明で述べられたものを含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

建石議員の質問にもありましたように、民間有識者グループの人口戦略会議が令和6年4月24日に発表した、令和6年地方自治体持続可能性分析レポートによると、平成26年に民間シンクタンクの日本創成会議が発表した前回の分析で消滅可能性自治体に該当するとされたものの、今回の分析では、消滅可能性自治体から脱却した自治体が239ある一方で、本町を含む99の自治体が新たに消滅可能性自治体に該当するとされ、全体としては前回よりも減少しているものの、744の自治体が消滅可能性自治体に該当する結果となりました。

また、今回の分析では、出生と死亡を伴う自然減対策と、転入や転出に伴う社会減対策に関して、それぞれの自治体の人口規模や地域による人口特性など、自治体の実情と課題に応じて自然減対策と社会減対策を適切に組み合わせた対応を求めています。

これらの分析を踏まえ、ご質問の消滅可能性自治体を脱却し、自立持続可能性自治体を目指し、これまでに実施してきた取組等も含めて、私が必要と考える子育て支援の取組について申し上げます。

まず、妊娠期から産後にかけて、妊娠・出産に係る経済的な負担の軽減を目的に、不妊に係る治療費や産婦健康診査費、新生児期における聴覚検査費用に対する助成のほか、妊産婦の心や体の不調を把握し出産後の育児を円滑に行うため、母子手帳の交付時から保健師などの専門職による継続した面談や電話、訪問による妊産婦への寄り添い支援な

どをこれまでに実施してまいりました。更に、子育て世帯の負担軽減として、乳幼児期においては産後ケア事業として、育児に対する不安の解消や子育てに疲れた養育者の一時的な休息を目的に、産科医療機関による短期宿泊サービスの実施や、助産師等の専門職による訪問や相談を行う産前産後サポート事業のほか、子育て世帯にヘルパー等の派遣を行う産前産後ヘルパー派遣事業に加え、3歳6か月健診において弱視などの早期発見に有用な屈折検査機器の導入などを私の1期目の任期に実施してまいりました。

これらに加え、2期目では、一時預かり、病児保育などの事業の実施を目指すとともに、段階的な保育料の無償化として、これまでは半額助成となっていた第2子の保育料を無償化するために必要な予算を含む補正予算案を本定例会に提出をさせていただいております。今後も引き続き第1子を含めた保育料の完全無償化を目指してまいりたいと考えております。

また、学齢期では、子ども医療費助成事業の対象を中学校卒業までであったものを高校卒業の年齢まで拡大したほか、町立学校園の学校給食の無償化及び英語検定試験検定料の補助事業を継続実施いたしました。そして、令和4年度にスタートさせた幼小中一貫教育は、非認知能力の伸長というキーワードを基に、全ての子どもたちが互いに個性を認め合い、個に応じた力を最大限伸ばすことを大切にする教育を行っており、これを更に推進してまいります。

また、現在進めております小中学校のトイレ改修を継続実施しつつ、学校の体育館空調機器の整備につきましても、避難所の環境改善はもとより、近年の温暖化の影響により熱中症リスクも高くなっていることから、子どもたちが安全に体育の授業や行事を行えるよう計画的に進めてまいります。

私としましては、このような取組を通じて、妊娠期から学齢期まで切れ目なく支援を必要とする妊婦や子どもたちとそのご家族をサポートすることで、子育て環境の整備を進めてまいりたいと考えております。加えて、これまで子育て支援課や保健センター、教育委員会などの連携による機能設置を行ってきた子育て世代包括支援センターが担う母子保健や、こども家庭総合拠点が担う児童福祉の機能を維持しつつ、これらを一体的に運営するこども家庭センターの可能な限り早期の設置に取り組んでまいります。これにより、子育て支援課や保健センター、教育委員会のほか、学校園などの関係機関がより連携を密にして、支援を必要とする全ての妊産婦や子どもたち、子育て世帯に対して細やかな支援の充実、強化を図ってまいります。そういった取組を通じて、私の公約の

柱の1つである「活気あふれる子育てしやすいまちに」が実現し、出生数の増加による自然増につながればと思っております。

太子町においても、今回の人口戦略会議の分析で着目された20歳から39歳の女性人口、若年女性人口の数値については、町全体の人口と同様減少をしておりますが、町全体の人口に対する人口割合については、令和4年度及び令和5年度に若干ではありますが増加しております。これは本町にとって少し明るい兆しではと思っております。

今後も更に1人でも多くの方に太子町で子育てしたい、ふるさとの太子町に戻って子育てがしたいと、子育ての場として太子町を選んでいただけるよう、子育て世帯の空家バンク物件の購入に対する補助金の創設なども含め、これらの取組を町内外にしっかりと情報発信することで、転入者の増加による社会増につなげ、消滅可能性自治体を脱却するとともに、自立持続可能性実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 子育て世帯が安心して子育てできる環境を整備し、将来的に消滅可能性自治体を脱却することは、太子町の持続可能性の確保や町の文化、伝統の保存、町民の皆様の生活の質の向上や確保にとって重要なことであります。子育て世帯の経済的負担の軽減を図るだけでなく、子どもたちの快適で衛生的な学校生活の確保や、個々の可能性を最大限に伸ばすための学びの場の整備等、多くの課題を解決するための施策について大いに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、太子町が自立持続可能性自治体となるには、子育て推進施策だけでなく地域産業の振興も有効な手だての1つだと考えます。そこで、企業誘致の促進についてお聞きいたします。田中町長は、所信表明で、企業誘致の促進についても積極的な施策が必要であり、企業が新たに進出しやすい環境を整備することで企業誘致を進め、地域の雇用創出の経済活性化につながると述べられております。

更に、産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱基準である、提案基準26-2を策定したとおっしゃられました。ちなみに提案基準26-2とは、太子町が産業の振興を図る必要があると設定した範囲内において、関連法令及び基準の要件を満たす案件の場合、大阪府開発審査会の審議を得て許可を受けることにより、工場の新たな建築が可能となるものです。

ちなみに太子町においては、大阪府との協議と審議の中では、まず、この趣旨としては太子町として必要な事項を定めるものであり、適用の範囲としては、この基準の適用

に当たっては、太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた雇用創出に寄与する開発行為等であり、太子町都市計画マスタープランに即したものである。また、対象区域には府道香芝太子線、起点は山ノ谷川との交点、終点は大池、太子インター連絡線、起点は府道香芝太子線との交点、終点は竹内春日線との交点であるということでありま。こういった基準は今はいろいろ予定建築物の敷地云々も定められておりますが、この基準は令和4年4月1日から施行するということでありま。

この基準の策定により、従来から変更された点や今後期待される効果などについてお答えいただきたいと思いま。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） これからの地域産業振興についてご答弁を申し上げます。

この度、私の2期目の所信表明におきまして、自然と歴史を活かしたにぎわいのあるまちを目指す考えを述べさせていただきました。本町のまちづくりは、太子町総合計画並びに太子町都市計画マスタープランを基本方針として進めております。これらについては令和6年、令和7年の2か年をかけて改訂する予定でございますが、特に南阪奈道路太子インターチェンジ周辺や都市計画道路太子西条線周辺などの都市的土地利用については、重点項目等を考え、地域の特性に応じた新たな土地利用計画を盛り込んでいきたいと考えております。

その中でも企業誘致の促進については、より積極的な施策が必要と考えております。その足がかりとして昨年度に取り組んだのが、府道香芝太子線及び太子インター連絡線周辺における提案基準26-2の整備でございます。この地域は南阪奈道路太子インターより500メートルという利便性の良さから、地域経済の活性化につながる産業の誘導に努める地域としておりますが、そのほとんどが農地であり、残念ながら遊休農地化も進行し、また、企業の開発等についても都市計画法に基づく5ヘクタール以上の地区計画が必要となり、その規模の大きさから開発行為が進まない状況でございました。このような状況を打開すべく打ち出したのが、産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い、提案基準26-2でございます。

これにより、準工業地域と同じく危険性や環境負荷の少ない軽工業の工場立地が可能となり、併せて5ヘクタール以上の地区計画も必要なく、敷地面積も500平方メートルから5千平方メートル未満と、比較的小規模な中小企業の進出が可能となりました。施行後、本町広報、ホームページによる周知をはじめ、大阪府商工労働部や富田林商工

会にご協力をいただき周知を行った結果、金属部品の熱処理工場の進出がほぼ軌道に乗り、現在手続きが進められております。また、近隣市で工場を経営している企業につきましても、このエリアに本社工場を移転し、更に分散する工場を集約する計画を立てられ、現在土地所有者と用地交渉を行っており、町担当課にも事前の相談に何度も足を運んでおられます。

この2つの企業の進出が実現した場合の経済効果の1つとして、固定資産税などの税収が、概算であります。現在進行している企業だけでも年間約1千100万円、計画中の企業を合わせますと年間合計約2千万円が見込める試算となっております。また、これ以外でも、企業の進出に伴い町住民の雇用、町外従業員の定住者の増及び地場製品の消費拡大等、表面的に出てこない経済効果も期待をされます。

このような太子町の産業振興には、民間の事業活動によるものが地域の活性化と雇用の確保を実現させ、将来にわたり高い経済効果を町全体に生み出すものでございます。更に、私の考えとして、より企業が進出に前向きになっていただけるよう、下水道などのインフラ等の環境整備にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。当然、下水道整備には事業認可変更や整備工事費等の事業経費が必要となりますが、それらを投資しても10年先、20年先にわたる持続的かつ安定的な住民サービスにつながる経費として必要なものと考えております。そして、太子インター周辺だけでなく府道美原太子線沿道におきましても、開発予定建築物の用途の追加と最低敷地面積を緩和した提案基準12を策定し、事業者の沿道における新規店舗等の進出にも窓口を広げた施策を進めております。

本町としては、そのような企業に対し、ハード的な支援だけでなく、地域未来投資促進法を活用した地域経済牽引事業計画に基づく補助金、並びに資金調達を円滑にするための金融支援など、ソフト分野においても引き続き支援をしてまいります。

民間企業の誘致には様々な法令等の制約があり、かつ、近年の物価高騰並びに地権者や地域の理解など、企業側がクリアしなければならない課題は山積をしております。しかしながら、企業誘致や地域経済の活性化、産業振興など私の2期目の町政運営における重要施策の1つであるとして捉え、引き続き計画的、また、積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 地域の雇用創出や経済活性化は、地域社会の持続可能な発展と町

民の皆様の生活の向上に直結する重要な課題であるため、ぜひよろしくお願いいたします。

冒頭にも述べましたように、田中町長は今回の選挙戦において、1期目と同様3千票以上の票を獲得し、多くの住民の皆様の支持を得られたのであります。このことは田中町長の1期4年間の実績、成果とリーダーシップが評価され、更なる地域の発展に期待が寄せられているとの証であると感じております。

人口減少や高齢化が進む中で、雇用創出や経済活性化、教育、福祉の充実など、多岐にわたる施策が求められる2期目につきましても、田中町長におきましては、笑顔あふれる太子町の実現に向け、太子町の課題解決と住民の福祉向上のまちづくりに全力で取り組まれることを期待し、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、建石議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時です。

（午後 0時04分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、6番目、辻本議員の質問を許します。

辻本議員。

〔7番 辻本博之君 登壇〕

○7番（辻本博之君） 議席番号7番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問させていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願いいたします。

本年1月に発生いたしました石川県能登半島地震におきまして、犠牲になられた全ての方々に心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された全ての方々にお見舞い申し上げます。いまだ復興の途上にある中、先日も震度5弱の地震が発生いたしました。被災地の方々の気が休まることはありません。一日でも早く皆様が安心して暮らせるように、切に願うばかりでございます。

それでは、まず初めに、大規模災害に備える携帯トイレ等の備蓄の推進について質問をさせていただきます。災害はいつどこで起こるかわかりません。常に備えが重要になってまいります。本町でも備蓄品や防災対策に力を入れ、積極的に展開されているかと思いますが、能登半島地震の際、人間の尊厳や命にも関わるトイレ問題が顕在化しまし

た。能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により、工事現場にあるような仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは、発災から4日目以降であったと伺っています。つまり、発災3日間は、各自治体で携帯トイレを確保しなければならないということになります。

トイレが不足することにより、特に高齢者は飲食を控え、体力が減耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど、二次災害が懸念されます。災害時のトイレ環境の改善は災害関連死を防ぐために不可欠な取組であり、被災者の命を守る取組として重要であると考えます。災害トイレには様々なタイプがあり、時間経過と被災状況に合わせ、組み合わせ、良好なトイレ環境を確保する必要があります。発災直後は、仮設トイレが避難所に到着するまでに、道路状況などにより数日かかることもあります。初期対応に携帯トイレ、簡易トイレ等を一定量備蓄、配備しておくことが必要です。

今回の能登半島地震が発生した被災地である石川県では約2万5千回分、基礎自治体でも約8万3千回分の携帯トイレが備蓄されていましたが、全く足りず、発災当初は大きな問題となりました。急遽政府により約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給されたと聞いています。

今回の能登半島地震では、仮設トイレの目標50人に1基、達成までの10日程度かかっており、いかに初期対応の携帯トイレ、簡易トイレ等が一定量備蓄、配備しておくことの必要性が大切であるかが分かるかと思います。

特に重要なのが携帯トイレの備蓄であります。初期にしっかりと通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することで、通常のトイレが使用可能な状態となります。逆に、ここで携帯トイレの備蓄がないと、発災直後には水が使えない場合が多く、便があふれてすぐに通常のトイレが使用不能となるといったことが、今回の能登半島地震でも多く見られました。そうすると、携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならなくなりますが、初期に通常のトイレにおいてしっかりと携帯トイレを使用することで、安心な環境、通常のトイレで携帯トイレを使用し続けることができます。また、携帯トイレはコンパクトで備蓄に場所を取りません。

そこで、能登半島地震での教訓を踏まえ、今後の災害に備えて想定される最大避難者数などを基に、携帯トイレの備蓄計画の見直しと同時に、必要数を調査するべきと考えますが、必要数に対する備蓄の現状と今後の方針についてお聞かせください。あわせて、通常のトイレ施設が使用不能とならないように、発災直後の適切な携帯トイレの使用方

法等を各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思いますが、見解を伺います。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 大規模災害に備える携帯トイレ等の備蓄について、私のほうからご答弁申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、大規模災害時にトイレがないため飲食を控える避難者が多数おられたことは、今回の能登半島地震において問題となりました。本町の大規模災害時のトイレについては、大阪府と府内市町村で構成されている大阪府域救援物資対策協議会において重要品目の1つとなっており、府と市町村が一对一の数量を備えると決められております。協議会では、市町村はボックス型の簡易トイレを避難所避難者100人に1基備えることとなっており、本町では避難所避難者の見込み数345人に対し、ボックス型の簡易トイレを4台と組立て式トイレを3台の計7台、また、協議会の重要品目には入っておりませんが、町独自の判断として携帯トイレを200個備えております。

今回、能登半島地震の状況を鑑み、大阪府域救援物資対策協議会で災害用トイレを避難所避難者50人に1基備えるよう、備蓄数を見直すことが検討されております。本町においても、協議会で決定された備蓄内容に対応するよう努めるとともに、町独自で備蓄している携帯トイレについても、今後備蓄計画を見直し、必要数確保してまいります。また、発災時の携帯トイレを含むトイレの使用方法については、停電や断水、下水道施設の破損状況などにより異なることから、トイレの状況に合わせ周知するとともに、日常におきましても携帯トイレの使い方などについて必要な機会ごとに啓発してまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 辻本議員。

○7番（辻本博之君） 前向きなご答弁ありがとうございます。いつ起こるか分からない災害に対して、早期の実現をお願いいたします。

次に、災害時のトイレの問題で特に影響を受けられる方は、高齢者などの介護が必要な方々です。厚生労働省は、高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画において、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を求めています。残念ながら今回の能登半島地震でも介護福祉施設でのトイレ問題が発生したと伺っています。こうした教訓を踏まえ、地域の介護福祉施設での携帯トイレ、簡易トイレの備蓄等の状況を速やかに確認し、介護福祉施

設における携帯、簡易トイレの備蓄を支援すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 介護や障がい者福祉施設のトイレの備蓄状況でございますが、各施設において業務継続計画で求められているポータブルトイレや簡易トイレと共に、紙おむつなどの衛生消耗品も備えておられます。町としましては、通常時においても町内各施設と密に連携を取り、入所者や来所者、職員などに対する必要な備蓄数について相談、啓発などを行い、万一大規模災害が発生したときには、各施設においてトイレや衛生消耗品が不足することのないよう、必要な支援を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 辻本議員。

○7番（辻本博之君） 大規模災害がいつ起こっても慌てることのないように、日頃からの備えが非常に大切になってきます。今回の質問はトイレに関することだけですが、トイレだけでも携帯トイレ、簡易トイレ、ラップ式トイレ、マンホールトイレ、トイレトレーラーなど種類がたくさんあります。本町にとってどういうものが一番適切なのか様々な観点から検討していただき、万全な体制を引き続き行っていただきたいと要望し、この質問を終わらせていただきます。

次に、町道六枚橋太子線の交通安全対策について質問をさせていただきます。

町立磯長小学校及び太子町立中学校の通学路である町道六枚橋太子線、J A大阪南、太井川交差点から東へ、叡福寺東交差点までの歩道標示線が随分薄くなってきており、数年前に標示していただいた立体的に見える路側帯標示も一部ほとんどが消えていて、非常に分かりにくくなっております。朝の登校時は町立小中学校の子どもたちだけでなく、叡福寺方面から下ってくる自転車、バイク、車も通勤通学の時間と重なり、整備された歩道のない道路を通学する子どもたちは非常に危険です。立体に浮き出て見える路側帯標示がはっきりしていた時期は、車が擦れ違う場合でも歩道に必要以上に入ることなく通過していたように感じます。

安全運転を心がけるのは当たり前ですが、通勤通学で時間を気にして焦っているドライバーも少なからずいらっしゃいます。未来ある子どもたちの大切な命を守るため、最優先に行うべき事案であると考えますが、町の見解を伺います。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 町道六枚橋太子線の道路標示につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

町道六枚橋太子線については、一部歩道と車道が区分されていない区間があり、歩行者の安全確保のための外側線と茶色の区画線、いわゆるグリーンベルトや視覚的に立体に見える立体減速標示を設置しております。グリーンベルトや立体減速標示は、ドライバーが車道と路側帯を視覚的により明確に区分できるように、かつ、スピードを抑制することを目的として全国的に用いられている対策でございます。

この道路は、現在は町道であります。平成24年以前は大阪府管理の府道であり、センターラインのある2車線の道路で、現在よりも路側帯が狭く危険な状況でございました。そのような状況下、当時の管理者であった大阪府と交通安全対策について協議を進める中、無電柱化事業に伴う両側歩道の整備を検討しておりましたが、バスの通行路線であることや24時間交通量が一定以上あることから、交通管理者である警察との協議が整わず、結果、無電柱化とセンターラインをなくすことで車道の幅員を狭くし、加えて側溝の蓋かけ、グリーンベルトや立体減速標示を設置することで、現在の路側帯を確保することができました。その後、町道に移管を受けております。しかし、それだけでは十分な安全対策とはならないため、時間帯による進入禁止などの交通規制を実施していただくなど、町として歩行者の交通安全対策に努めてまいりました。

ご質問の路面標示の改修につきましては、舗装の更新時期を考慮しながら、町内全域における危険性や劣化度を踏まえ、順次施工してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 辻本議員。

○7番（辻本博之君） 前向きなご答弁ありがとうございます。交通安全のためにも、一日も早い標示の塗り直しをどうかよろしくお願い申し上げます。

次に、現在、子どもたちの登校時にはボランティアで子どもたちを見守り、危険箇所を立てくださっている見守り隊の皆様、小学校PTAの地区で順番に行う旗当番の皆様が毎日の安心・安全を守ってくださっています。これは過去に小学生が犠牲となった痛ましい交通事故が発生したことをきっかけに、二度と悲劇を起こさないとの思いで持ち回りで役についてくださっているもので、日々懸命な努力をされています。

その手助けとして叡福寺東交差点を、庁舎方面からの直進と聖和台方面からの右折を、

平日朝 7 時 30 分から 8 時 30 分の 1 時間通行止めとすることが平成 30 年 2 月から施行され、禁止を促す標識も立てていただきました。警察の協力もありかなり浸透してきましたが、違反する車があるのも事実です。現在、週に 2、3 度警察が取締りについてくださっていますが、そのときはさすがに違反者も少ないようです。違反者がなくなるまで警察には取締りを行っていただきたいのですが、今まで以上に取締りに立つのは不可能なのでしょうか。登校時の子どもたちの安全を町全体で守っていただきたいと考えますが、町の対応をお聞かせください。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 叡福寺東交差点の通学時における交通違反者の状況について、私のほうからご答弁申し上げます。

ご存じのとおり、通学路の安全確保を図るという強い意思の下、地域住民の皆様をはじめ、地元町会の同意を得るとともに、富田林警察署の協力により、平成 30 年 2 月 23 日より町道六枚橋太子線、叡福寺東交差点において、児童生徒が登校する朝 7 時 30 分から 8 時 30 分までの間、上ノ太子駅方面からの右折及び六枚橋方面からの西行き直進を禁止する車両通行規制を実施していただいております。しかしながら、規制に従わない交通違反車両が完全にならない状況ではございます。

小学校 P T A や子どもの安全見守り隊、交通事故をなくす運動推進協議会において、交差点を含め通学路において通学児童の見守り活動を行っておりますが、交通違反車両への取締りや指導は警察しか行うことができません。叡福寺東交差点につきましては、登校時に可能な限り警察官を配置していただくよう今までも富田林警察署に要望してまいりましたが、今後も規制の実効性を保つよう引き続き要望してまいります。また、広報などを通して、交通ルールを守ることやドライバーのマナー向上について、引き続き啓発してまいります。

○議長（山田 強君） 辻本議員。

○7 番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございます。子どもたちの登下校の安全を町全体で守り、1 人の犠牲も出さないとの思いで、ぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

以上、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、辻本議員の質問を終わります。

次に、7 番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

○ 9 番（中村直幸君） 議席番号 9 番、自由民主党会派、中村直幸でございます。通告に基づきまして、質問を行います。理事者各位におかれましては、明快なるご答弁のほどお願いいたします。

質問の 1 つですが、脱炭素社会の実現に向けた取組について、その中でもロードマップの作成後現在までの取組について。所信表明において引き続き脱炭素に向けた取組を進めるとあるが、具体的な内容は。

それと、2 番目として学校施設の更新について。磯長小学校の老朽化対策について、それと、体育館の空調機器整備についての検討を進めるについての疑問をお願いいたします。

まず、本町における脱炭素取組について、地球温暖化、気象変動、異常気象など毎日のようにこの時期、報道などから聞こえております。それら地球温暖化の主な原因は、私たち人間活動にあるとも言われております。温室効果ガスである二酸化炭素などは、石油、石炭、天然ガスなどの燃料により排出される産業革命以前よりも 40 % も増加したと報告されております。二酸化炭素の排出量と世界の平均気温の上昇はほぼ比例しており、今世紀末には世界の気温が 2 度ないし 4 度上昇し、海面の水位は 20 センチから 80 センチほど上昇すると予測されており、南太平洋にある海拔の低い島では、海面が上昇することで国土の大部分が水没すると心配されておる国もあります。また、気候変動に伴い極端な温度、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的、突発的な豪雨、線状降水帯発生など、今まで経験したことのないような異常気象が発生し、私たちの生活基盤を揺るがすとも言われております。

日本政府は 2020 年 10 月、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年にカーボンニュートラルとして脱炭素社会の実現を目指すと宣言をいたしました。これを受け、太子町でも未来につながる持続可能なまちづくりとして、2021 年 7 月に太子町ゼロカーボンシティ宣言を実施し、その方向性や筋道を示し、太子町脱炭素ロードマップを作成しております。脱炭素社会の実現、または温暖化対策推進は、世界規模または地球規模でやらなければならないと重点目標に掲げております。

太子町でも先進地に負けない取組が必要と考えております。なぜなら 30 年後、50 年後、ずっと先の未来の子どもたちにこの美しい自然、豊かな緑の大地、太子町を残すことが我々の重要課題であると考えております。そこで、太子町ではゼロカーボンシテ

ィの宣言以降、脱炭素社会実現に向けてどのような取組を行ったのか。その結果、どのような効果が見込まれたのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 脱炭素社会の実現に向けた取組及び本町ロードマップの作成後の取組状況について、私のほうからご答弁させていただきます。

2020年10月、内閣総理大臣により、2050年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会実現を目指すことが宣言されました。更に翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部におきまして、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度から46%削減することとし、更に50%の削減に向けて挑戦を続けていく旨が公表されております。このような背景を受けて、本町におきましても2021年7月にゼロカーボンシティ宣言を実施し、2050年温室効果ガス排出ゼロの実現に向け、本町の方向性や道筋を示すため、その通過点である2030年度を目標とした太子町脱炭素ロードマップを昨年2月に策定したところでございます。

ロードマップには、2030年度までの二酸化炭素排出量の削減目標を具体的な数字として示した上で、森林の循環利用によるCO₂削減と自然災害対策、生ごみの削減に向けた堆肥活用による食農循環、電気自動車の普及促進、エコドライブの推進、事業所への省エネ診断による省エネ支援、再生エネルギーを生み出すまちづくり、公民連携による脱炭素社会の実現という重点的に取り組む6つの施策を掲げております。

ご質問のゼロカーボンシティ宣言後の本町の取組でございますが、令和4年度は衣類ごみ対策事業としまして、着用可能である衣類をリユースするため、産経新聞社主催のふくのわプロジェクトに参加しております。令和5年度には服のリユース事業を更に発展させ、就学前の子ども服を対象に希望者に譲渡するイベントを実施しました。イベントは合計3回実施し、445着の衣類提供があり、そのうち158着の譲渡が成立し、参加していただいた皆様にも喜んでいただいておりますので、今年度も実施したいと考えております。

更に、昨年度はロードマップの重点取組施策の1つである生ごみ処理機の無償レンタル事業を実施し、36件の実績がございました。利用された方に対して行いましたアンケート結果を基に、今後の施策を検討してまいります。

なお、本町におけるCO₂排出量ですが、最新の値で2021年において合計4万8千トンとなり、これは削減目標量の約50%に当たり、このことが住民の皆様や社会全

体の意識の向上の現れとして効果がうかがえるものであると考えております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 中村議員。

○9番（中村直幸君） ご答弁ありがとうございます。先ほど申しましたが、地球温暖化対策、脱炭素社会の実現は、今後30年、50年と次世代を生きていく子どもたちのためにも大変重要な施策と考えております。町長は所信表明におきまして、太子町脱炭素ロードマップの下、2期目においても引き続き取組を進めると表明されております。

そこでお尋ねをいたします。脱炭素社会の実現に向けた新しい取組とはどのようなものをお考えおられるのでしょうか。ロードマップには6つの重点取組や施策が明記されております。どれも目標の実現に向けた重要な取組とは思いますが、実際に脱炭素事業としてどのような取組をお考えおられるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 脱炭素社会の実現に向けた更なる取組についてでございますが、今後もロードマップの内容に沿った事業を実践してまいります。

まずは重点施策の1つである公民連携による脱炭素社会の実現を目指した取組としまして、本年2月1日にサントリーグループ、豊田通商及び大栄環境株式会社と「ボトルtoボトル」水平リサイクルに関する協定を締結しております。水平リサイクルとは、ペットボトルをそのままペットボトルとしてリサイクルすることで、新たに石油由来の原料からペットボトルを作るのに比べCO₂の削減効果が見込まれますが、国内の回収量に対するその割合は約29%にとどまっております。

本協定により、本年4月から町内の家庭により分別されたペットボトルは全て新たなペットボトルへと再生されております。一方で、ロードマップに掲げております6つの重点取組施策の中には、電気自動車や再生エネルギー施設の普及促進、森林整備によるCO₂削減量の取組など町の支出が伴う事業もあるため、財政状況を勘案しながら着手に向けて検討していく必要がございます。また、ゼロカーボンシティ実現のためには、何より事業者や住民の皆様のご理解と実践が必要不可欠と考えており、地域の皆様への意識啓発を継続的に行っていきながら、2030年度の目標達成に向け、関係各課と引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 中村議員。

○ 9 番（中村直幸君） 環境省では、意欲的に取り組む地方自治体に対し、継続的かつ包括的に支援するとして、補助金や交付金を用意されております。脱炭素や温暖化対策推進など、国が期待する脱炭素社会の実現は 2050 年までやらなければならない課題であります。あと四半世紀でその時期が来るくらいでございます。国の支援策が手厚い今、積極的に意欲的に手を上げ、多くの住民に横断的にその補助が行き渡るよう、推進体制の構築を図り、ゼロカーボンシティ宣言が絵に描いた餅にならないように、脱炭素事業の推進を強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、学校施設の更新についてお伺いいたします。現在、本町では 3 校の小中学校と幼稚園が 1 園ございます。幼稚園と山田小学校についてはすばらしい施設で、特に山田小学校では数年前に体育館も整備され、今年度はトイレの改修も予定されており、ますます良い施設となります。しかしながら、片や磯長小学校を見てみますと、一部新校舎もあるものの、そのほとんどは 30 年以上の経過した、老朽化も進んでおります。また、古いだけではなく、増築を繰り返した結果、内部が迷路のように複雑化しており、それにまた高低差も加わり、とても良好な教育環境とは言い難い状況となっております。簡易な修理で済むのであれば、学校からの要請によりすぐにも対応しているようでございますが、今後様々な部分が不具合を起こすことも考えられます。

全国的にも設備等が古くなり、部品の生産がされないことや改善が進まない事例も多く出ているようでございます。また、町長は所信表明においても、体育館の空調機器の整備について検討を進めると言われておりました。磯長小学校体育館も山田小学校、町立中学校とともに緊急避難施設とされております。しかしながら、山田小学校、町立中学校と比較してかなり老朽化が著しく、法面に建設されている状況下での空調設備などの考えも無理があるかと思えます。

といえ、磯長小学校だけで空調設備をしないのであれば、それも不公平感が否定されません。そんな状況の中でありながら、老朽化は進んでいきます。その場しのぎの修繕に対応するには限界があります。根本的に建て替えについて検討が必要な時期にあるのではないのでしょうか。

確かに建て替えには大きな費用がかかります。かなり具体的に進んでいないとは思いますが、教育環境の向上は、計画的な改修や建て替えによる教育環境の改善も必要と考えております。児童数も山田小学校と比較して約 2.5 倍と多く、先送りしてはならない事案であると思えます。磯長小学校の老朽化対策、今後の計画についてどのようにお

考えでしょうか。ご答弁のほどお願いいたします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 磯長小学校の老朽化対策及び体育館の空調機器の整備についてご答弁申し上げます。

磯長小学校につきましては、最も古い施設が敷地北側の２階建て普通教室棟で、昭和３９年に建設され、その後、昭和４２年に東側の現在職員室がある２階建て校舎、昭和５１年に敷地北西の３階建ての校舎、昭和５５年に南側の３階建て校舎、その後、昭和５９年に体育館が建設され、その後、平成に入りまして１１年に南側３階建て校舎を既存の校舎の西側に増築する形で、現在の主な校舎配置となっております。

議員ご指摘のとおり、これらの建物のほとんどが築後３０年以上経過をしております、この間の耐震改修により全ての建物が建築基準法に定める耐震基準を満たしている状況となっております。また、設備関係や内装などにつきましても優先順位を見極めながら改修を行うと共に、教室の空調設備の整備なども実施してまいりました。近年では、令和２年度から令和４年度までの３年間でトイレの全面改修工事を完了してございます。

また、令和２年３月に策定しました太子町公共施設個別施設計画の文教施設版では、磯長小学校の建物の目標耐用期間を８０年と設定しており、直近で改築が見込まれる教室棟が令和２６年度であるため、それまでは長寿命化を図りながら現在の施設を使用することとしてございます。なお、根本的な建て替え等につきましては、将来の小中学校の在り方や児童生徒数、学級編制の推移を熟慮し、適切な時期に新たな整備計画を策定する必要があると考えています。

次のご質問の各学校体育館の空調設備の整備につきましては、主に防災対策である避難所の環境改善の一環として設置が推進されてきた背景があり、令和２年度に策定しました太子町国土強靱化地域計画においても、学校体育館の空調設備の整備については検討課題としております。しかしながら、学校体育館は旧来空調設備を備えるという想定をしていない構造になっているため、断熱性や大空間で空調設備を稼働するだけの電気容量の確保、また、新たな大型の機械設備の施設外部への設置等、現行建物の構造により大規模な調査や工事を要することが予測されます。加えて、初期投資が相当高額になることに加え、電気料金や設備点検などのランニングコストの負担も大きくなることから、整備手法や効率的で安価な熱源の検討など、学校体育館への空調設置に関する課題

の整理を行うことが必要となります。

いずれにいたしましても、町長が所信表明で示されました学校体育館の空調設備の整備につきましては、先ほどの建石議員の一般質問でご答弁させていただいたとおり、計画的に進めることとしてございます。

○議長（山田 強君） 中村議員。

○9番（中村直幸君） ありがとうございます。小中学校では、義務教育として子どもたちが6歳から15歳までの9年間通い、成長発達する場所です。学校施設の環境が雨漏りしなければ良い、命の危険がなければ良いというレベルではありません。先ほども言いましたように、年々気温の上昇等も含まれてきております。やはり快適な授業環境をつくっていくのも親の務めだと考えておりますので、そこらのところも含めてしっかりと計画を立てて、その中で快適な学校生活を送っていけるということを努めていただきたいと思います。

少子化が進む、子どもの数も少なくなる中でも、全ての子どもたちに豊かな学校環境を求める要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、中村議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第2、議案第24号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第2号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第24号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億9千376万3千円を増額し、総額を68億5千813万9千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、定額減税し切れない方への調整給付及び新たな非課税世帯等への給付に要する経費等の予算措置を行っております。一方、歳入につきましては、定額減税に伴う町税の減額補正、また、減税分の補填として地方特例交付金の増額補正を行うとともに、歳出増額に伴う財源措置として、国庫支出金で予算措置を行ってございます。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第２４号、令和６年度太子町一般会計補正予算（第２号）は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。なお、最終本会議は２０日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

これにて散会いたします。本日はご苦労さまでございました。

（午後 １時４５分 散会）

【第 3 日】

令和6年 第2回太子町議会定例会会議録

令和6年6月20日（木） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	斧 田 秀 明 君	6番	村 井 浩 二 君
2番	建 石 良 明 君	7番	辻 本 博 之 君
3番	西 田 い く 子 君	9番	中 村 直 幸 君
4番	藤 井 千 代 美 君	10番	山 田 強 君
5番	森 田 忠 彦 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田 中 祐 二 君	住民人権課長	木 村 厚 江 君
教 育 長	中 道 雅 夫 君	地域整備課長	小 濱 健 一 君
政策総務部長	小 角 孝 彦 君	観光産業課長	木 下 明 紀 君
まちづくり推進部長	鳥 取 勝 憲 君	環境農林課長	川久保 みのり 君
健康福祉部長	子 安 逸 二 君	子育て支援課長	胡 麻 千 代 君
教 育 次 長	東 條 信 也 君	福祉介護課長	辻 本 知 也 君
秘書政策課長	小 南 考 弘 君	いきいき健康課長	田 村 尚 子 君
企画担当課長	杉 山 裕 二 君	保険医療課長	堀 内 孝 茂 君
総務財政課長	小 泉 大 吾 君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武 部 勝 浩 君
会計管理者 兼会計課長	小 路 展 裕 君	学務指導担当課長	竹 井 輝 隆 君
自治防災課長	辻 中 一 嘉 君	生涯学習課長	松 岡 健 一 君
税 務 課 長	田 中 信 幸 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	正 野 正	書 記	木 下 雄 平
---------	-------	-----	---------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第18号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第19号 ふるさと太子応援基金条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第20号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第1号）（予算常任委員長報告）
- 日程第4 議案第21号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第5 議案第22号 令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第6 議案第24号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常任委員長報告）
- 日程第7 議案第23号 山田小学校南校舎トイレ改修工事請負契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第8 議員提出議案第2号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）（議員提出議案）
- 日程第9 議員提出議案第3号 食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）（議員提出議案）
- 日程第10 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、各常任委員会におかれましては、精力的にご審議いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は午前10時に全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートによる緊急地震速報を受信した際の行動訓練が行われます。訓練放送が流れましたら、発言を中止していただき、訓練の趣旨に基づき、各自で実際に地震が発生したと想定していただき、安全な行動が取れるかご確認をしていただきますようお願いいたします。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(山田 強君) 日程第1、議案第18号から日程第6、議案第24号まで、以上6件を一括議題といたします。

各議案は、去る3日、18日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について順次報告を願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

○6番(村井浩二君) 暫時休憩を求めます。

○議長(山田 強君) 村井議員より暫時休憩の要請がございました。

暫時休憩でよろしいでしょうか。異議はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(山田 強君) 暫時休憩といたします。

(午前 9時32分 休憩)

(午前 9時34分 再開)

○議長(山田 強君) それでは、再開いたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

〔総務まちづくり常任委員長 村井浩二君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（村井浩二君） まず、議事進行滞ることがございましたので、申し訳ございません。失礼します。

総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第18号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件は、審議において、委員の2年任期について、任期中に交代になることがあるかとの質疑があり、各団体から選出されている方が人事異動等によって交代することがない限り、原則2年で委嘱しているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第19号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件は、審議において、地域再生法の変更による影響について質疑があり、本改正は条ずれのみであり、本町のふるさと太子応援基金の内容が変わるものではないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔福祉文教常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（中村直幸君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第21号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、審議において、マイナンバーカードと健康保険証との連携は、本町だけでなく全国的な動きであるのか、マイナンバーカードを取得されていない方については、資格確認書を発行し対応するのか、資格確認書は従来どおりの受診が可能であるのかについて質疑があり、マイナンバーカードと健康保険証との連携は全国的な動きであり、一体化利用する、い

わゆるマイナ保険証をお持ちでない方に関しては、全ての方々に資格確認書を発行する予定としている。資格確認証を提示すれば、従来の健康保険証と同じように受診が可能となるとのことでした。

そのほか本町におけるマイナ保険証の取得率、マイナンバーカードと健康保険証の有効期限のずれなどについての質疑がありました。

討論においては、意見をつけて賛成討論があり、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第22号、令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、審議において、認定ソフトのバージョンアップによって職員の手間が減ることや、介護認定の審査期間短縮が期待できるものであるのか質疑があり、バージョンアップは制度改正によるものであり、作業効率が上がるといったものではないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔予算常任委員長 斧田秀明君 登壇〕

○予算常任委員長（斧田秀明君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第20号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第1号）は、審議において、道の駅運営事業の再整備検討委員会委員報償費は、どのような方を委員として予定しているのか、また、どのような内容を検討しているのかについて質疑があり、委員の構成は、学識経験者、町議会代表、商工代表、農業代表、観光関係団体、福祉関係団体、住民代表、大阪府などを予定しており、検討内容については、本町の道の駅の在り方について現状のままでよいのか、それとも拡張していくのかなど、まずは多様な方からの意見を聞く場として考えているとのことでした。

また、債務負担行為の追加内容について質疑があり、1つ目の万博子ども招待事業は、万博2回目の子ども招待における対象者確認を行うための業者審査委託料等約28万円、チケット代金の負担金約206万円を計上しており、2つ目の万博催事業務事業は、歴史文化を見ていただく、見なはれエリア、また、食文化を体験できる、食べなはれエリアが展開される予定となっており、それらに対するポスター作成、パンフレット冊子の製作費、誘客につなげられるための企画費、企画の実施費等、本町としての魅力を発信していくためのコンサル委託料として977万9千円。その他に、南河内3市2町1村の集まりとして、アートをテーマとする南河内ライブアートエキスポの出展企画に約200万円、また、子どものダンスイベント、なにわキッズパワー祭りに係る経費、だんじり大集合のだんじり運搬費、バス借上料として約157万円を計上しているとのことでした。その他、山田倉庫棚増設工事請負費の内容、運動スポーツ習慣化促進業務委託料の内容、多子世帯等保育料助成金及び太子町子ども家庭センターの設置等についての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

議案第24号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第2号）は、審議において、定額減税の問合せは多く入っているのか。当初予算ではなく補正予算として計上している理由について質疑があり、問合せは通常業務時より多くなっており、処理内容など具体的な制度の詳細が示されたのが今年になってからということもあり、システム改修、具体的な対象件数、給付額のめどが立たなかったことにより、補正予算として計上しているとのことでした。

また、予防接種健康被害救済給付金において、今回の対象者以外に国に対し申請されている方がいるのか、健康被害の相談を受けているケースはあるのかについて審議があり、申請については、本件1件のみであり、ワクチン集団接種時に副反応の相談は受けていたが、継続して相談を受けているケースはないとのことでした。

その他、物価高騰対応重点支援給付金の内容、オンライン申請について等の審議がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決ことにすることに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。ちょっと質問させていただきます。

議案第20号、太子町一般会計補正予算（第1号）の万博子ども招待事業の債務負担行為、これについてちょっとお尋ねをいたします。

予算常任委員会で、もし不幸にも事故があったらどこが責任を持つのか、町側の責任の所在は尋ねました。この場にいらっしゃいましたけれども、教育委員会だけが補正予算書に数字が表れておらず、予算審議のときには聞けなかったので、1点だけお答えください。

この万博子ども招待事業は、太子町が独自に町内の4歳から17歳の子どもを万博に無料招待するため、太子町の幼稚園、小学校、中学校に通う子どもたちを万博に連れていく事業です。2回目になりますから、その前1回目、大阪府の招待があるわけですが、万博に子どもを連れていくことに対して、府内の教育委員会が安全性に不安があると緊急要望書を提出しているわけです。爆発事故も起こっていますし、これだけ危険性が指摘されている中で、あってはならないことなんですけれども、もし何かあったとき、教育委員会として、現場任せ、校長任せにするようなことはないのでしょうか。

教育委員会のトップ、教育長として、事故が起こった際に責任を持つのか。確認です。責任の所在について、この点について教育長に答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ただいまの西田議員からの質疑につきましては、理事者側で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山田 強君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 本補正予算に計上しております万博子ども招待事業に関連する児童・生徒招待事業についてのご質問にお答えいたします。

大阪府との連携により実施する児童・生徒招待事業については、先般の一般質問でご答弁させていただいたとおり、町立小中学校の校外事業と位置づけて実施するもので、それに伴う学校及び教育委員会の責任は、学校の遠足や修学旅行などと同様であります。

なお、当然ではありますが、本事業の実施については、その他の校外事業と同様に子どもたちの安心・安全を前提に行うものでございます。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第 18 号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 18 号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 19 号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3 番（西田いく子君） 議案第 20 号、太子町一般会計補正予算（第 1 号）について、反対の立場で討論を行います。

補正額が 7 千 6 2 9 万 4 千円で、町長選挙後の本格予算というには少ない補正額になっています。町長は所信表明で、誰もが安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備を目指すと言いました。保育料が第 2 子まで無償化へと拡充されたことは保護者にとっても喜ばしいことだと思いますけれども、4 年前から継続の町長

公約である保育の無償化にはまだ至っておりません。一日も早い保育の無償化を求めます。

総務省の２０２０年国勢調査からですけれども、人口が増えたのは東京など大都市を抱える自治体を中心に９都府県だけだったとのことですが、総人口が減る中で、子育て支援の拡充などで人口を増やした市町村も約３００自治体あったとのこと。環境の整備というなら、子育て支援にもっと力を入れ、人口も増加するという結果を出している明石市や流山市などに学んではいかがでしょうか。

高槻市では、府内で初めて子どもの医療費を完全無償化することを決めました。太子町でも完全無償化のために必要額は７００万円程度との数字も出ています。様々な子育て支援があるわけですが、その一歩として、子ども家庭センターの設置や、また、空き家対策が子育て支援にもつながることは期待しております。

７千６２９万４千円しかない補正額のうち、万博関係予算だけで８８５万６千円、１割を超えており、更に債務負担行為の中に、万博催事業務事業が設定されています。万博の機運醸成が今後の太子町のまちづくりにどう役立つというのでしょうか。万博が開催されたとしても、当初の計画には程遠い中身になることは既に明らかです。

問題が山積みする中、各方面から学校行事としての参加に疑問の声が上がっており、５月１日には大阪府都市教育長協議会、大阪府町村教育長会が２０２５年日本国際万博博覧会児童・生徒招待事業に係る緊急要望書を提出しております。何より、地震や台風が起こった際の避難計画もつくられておらず、あの爆発事故が起こった万博に子どもたちを動員していいのか、このことが問われているときに、２回目の町内の４歳から１７歳の子どもを万博無料招待に要する経費が必要なのか、立ち止まって考えようとも思わなかったのでしょうか。先ほど答弁いただきましたけれども、何かあったときの責任を万博に連れていくことを決めた学校側に負わせてはならない、このことをお聞きしましたら、教育長が当然であります、子どもたちの安全・安心を守らなければならないし、校外事業や修学旅行と同じく責任を負う立場だということをおっしゃっていただけたのは安心いたしましたけれども、万博自体は全く安全性が保障されておらず、いのち輝く未来社会というテーマは、今や命危ぶまれる万博になっています。

万博事故は、夢洲のどこで起こってもおかしくない状況にあります。子どもたちが健やかに成長できることを望む太子町として、子どもたちの安全・安心が脅かされるかもしれない万博に無批判で動員することは許されません。子どもたちの安全性が確認でき

ない限りは参加しないことを求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

辻本議員。

○7番（辻本博之君） おはようございます。議案第20号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第1号）について賛成の立場で討論を行います。

本補正予算は、住民の負託に応える数多くの事業を盛り込み、町の発展と住民福祉の向上に寄与するものとなっています。大阪・関西万博の機運醸成に向けた取組では、町全体が一体となって万博の成功を目指し、観光PRや地域経済の活性化を図るための様々なイベントやプロモーション活動が計画されています。

また、空き家対策の補助制度創設では、空き家の放置による治安の悪化や災害リスクを軽減し、住民が安心して暮らせる地域社会の実現と空き家の有効活用による地域の活性化が期待されます。

更に、第2子の保育料無償化は、子育て世代の大きな負担軽減を図るとともに、子育て支援の強化を通じて、若い世代の定住促進や人口増加に寄与する施策です。加えて、がん患者への医療用補整具の助成は、治療を受ける方々の生活の質を向上させる重要な支援であり、健康で生き生きとした生活を送り続けるためのサポートが強化されることによる健康福祉の向上が期待されます。

このほかにも、健康増進のDX化や消防団の出動指令専用アプリの導入など、デジタル社会の発展に対応した施策も盛り込まれております。

一方で、大阪・関西万博の機運醸成に向けた子ども無料招待事業においては、学校からの移動手段や熱中症対策などの安全面での課題が指摘されており、大阪府内では参加に懸念を示している学校長も少なからずいると聞いています。このような不安を払拭するために、万博参加に関する詳細な情報収集や発信を積極的に行い、学校や保護者の理解と協力を得ることが重要です。また、町独自で実施する無料招待についても、安全で安心な事業となるように万全を尽くしていただきたいと思います。

今後も将来の活力あるまちの推進に向けた取組を、着実に推進していただきますようお願いいたしまして、本補正予算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。議案第20号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立6名、反対2名、起立多数でございます。

よって議案第20号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第21号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について意見をつけて賛成の立場で討論を行います。

この4月から国民健康保険制度の府内統一化が実施され、43市町村全ての保険料が引き上げられることになり、大阪府の保険料は全国一高い保険料となりました。国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能だというのが法の趣旨です。

○議長（山田 強君） 止まってください。

再開してください。

○3番（西田いく子君） 自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能だというのが法の趣旨です。ですから、国会でも一般会計からの繰入れにつきましては、これは自治体の判断でご判断いただくことでございますので、私どもがこれをどうということは申し上げられませんが、厚労省が答弁せざるを得ません。

国保の統一化が府議会で、市町村の法定外繰入れについて、市町村が自主的に決める権利は担保されているのかと迫った際、当時の松井知事も権限は市町村にある、市町村の法定外繰入れの解消は努力目標として話をしている、お願いをしていると述べざるを得なかったわけです。市町村が法定外繰入れを自主的に決めることは、市町村の権利です。本来は国や府に縛られるものではないということと、国保は互助ではなく、社会保障だということはしっかり認識していただきたいと思います。

しかし、これまで自治体が独自に行ってきた一般会計から繰入れをして保険料を引き下げることを大阪府は認めておらず、国保の基金ですら保険料引下げに使うこともでき

ません。唯一利用できるのが予防に対してです。今回若年層への集団健診事業を実施することになりました。多くの若年層が受診し、病気の早期発見、予防に役立てていただきたいと思います。また、人間ドックの補助額を引き上げるなど、検討をお願いいたします。

問題は、マイナ保険証を実施するためのシステム改修です。12月2日に現行の保険証が廃止されることになりますが、トラブル続きで、マイナ保険証が利用できず、10割負担を強いられた患者さんもおられます。災害で停電になった際は、全く役に立ちません。4月時点の利用率は6.56%しかありません。この現状に困った厚労省は、2023年度補正予算に217億円を計上し、2024年1月以降、利用者が増えた病院や薬局に見返りとして支援金を支給するとし、集中取組月間の5月から7月は人数に応じて、病院には最大20万円、薬局や診療所には最大10万円を出すという、政府がマイナ保険証の利用促進キャンペーンを始め、ようやく5月利用率が7.7%になった程度です。今の保険証で不都合は何もありません。信頼できないマイナ保険証は中止すべきもので、反対です。

しかし、今回のシステム改修は、マイナ保険証を利用しない、できない人に対する資格確認書を発行するための改修が含まれています。現行の保険証を廃止することが進められている中、保険証代わりになる資格確認証は必要と考えるため、意見をつけて賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第21号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第２２号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２２号、令和６年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第２４号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２４号、令和６年度太子町一般会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第７、議案第２３号、山田小学校南校舎トイレ改修工事請負契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（東條信也君） 議案第２３号、山田小学校南校舎トイレ改修工事請負契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、山田小学校南校舎トイレ改修工事を実施するため、令和６年５月２９日指名競争入札を行いました結果、５千１４８万１千１００円で、日生建設株式会社が落札者に決定しましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び太子町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の２頁をお開き願います。

工事内容は、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札で植村建設ほか２０社に対し、５月８日に

資料配布を行い、５月２９日に入札を執行しております。

次の頁の入札経過書をお開き願います。

株式会社田中工務店ほか１７者が事前辞退されまして、植村建設ほか２者から応札があり、日生建設株式会社が最低制限価格の４千６８０万１千円で入札されましたことから、５月２９日に仮契約を締結したものでございます。

なお、工期につきましては、令和６年９月３０日まででございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。議案第２３号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第２３号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２３号、山田小学校南校舎トイレ改修工事請負契約締結の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第８、議員提出議案第２号、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

辻本議員。

○7番（辻本博之君） 議案提出議案第2号、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）について、提案理由を申し上げます。

まず、提出者は、私、辻本です。賛成者は西田議員、藤井議員、中村議員でございます。

提案理由を申し上げます。

現在、情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大により、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。特に災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても多くの偽情報が発信され、現場では大変に混乱したとされ、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。いつどこで発生するか分からない災害に対して、被災者の命を救うために1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求めます。

以上、提案理由です。

なお、本意見書（案）につきましては、全員参加による6月3日の全員協議会で協議したもので、意見書（案）についての説明は割愛をさせていただきます。

以上です。

○議長（山田 強君） ただいま説明がありました。

お諮りいたします。議員提出議案第2号は全議員で審議されておりますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。議員提出議案第2号の意見書を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立4名・反対4名〕

○議長（山田 強君） 起立4名、反対4名。議長を除いた今回の出席議員は8名ですので、可否同数であります。地方自治法116条第1項の規定により、議長において本件に対する会議を採決いたします。

本件について、議長は可決といたします。

よって、議員提出議案第2号、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）は、可決することに決しました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第9、議員提出議案第3号、食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）、これを議題といたします。

本件について提案理由及び内容の説明を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）、これについて内容説明、提案理由を述べさせていただきます。

提出者は、私、西田いく子。賛成者は、藤井千代美議員、辻本博之議員、中村直幸議員となっております。

提案理由を述べさせていただきます。

現在、日本農業の持続困難が急速に進み、この10年で農業者は3割も減少しており、後継者不足も深刻である。食料自給率は38%と、主要7か国G7の中で最も低く、異常な水準である。農業所得に占める政府補助の割合は30%しかない。国民の食糧を守るためにも、燃料高騰に対する補助制度創設、国内の食料生産を増やす施策、価格保障、所得保障の充実、抜本的支援強化、地域循環型の食料生産などで農林漁村の活性化を図り、食料自給率を早急に50%に戻し、食料自給率の向上で日本の食と農業を守ること

を求めて意見書を国に提出するものです。

なお、意見書案そのものは、ここでは読むことは割愛させていただきます。

以上、この意見書の採択をお願いいたします。

○議長（山田 強君） ただいま説明がありました。

お諮りいたします。議員提出議案第3号は、全議員で審議されておりますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第3号の意見書を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立4名・反対4名〕

○議長（山田 強君） 起立4名、反対4名。議長を除いた今回の出席議員は8名ですので、可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本件に対する可否を採決いたします。

本件について、議長は可決といたします。

よって、議員提出議案第3号、食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）は、可決することに決しました。

○議長（山田 強君） 日程第10、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題と

いたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長及び地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了し、令和6年第2回定例会に付議されました事件は全て、議了いたしました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和6年第2回定例会の閉会に当たりご挨拶を申し上げます。

6月3日に開会して以来、本日まで18日間の会期中、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご承認、ご議決、ご同意を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきました貴重なご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくをお願いを申し上げます。

さて、先日の6月17日で、大阪・関西万博の開催まで残り300日を迎えました。それに合わせて、6月15日から17日に、天王寺公園のてんしばでは、大阪・関西万博の機運醸成も含めたイベントが開催され、町もブースの出展、ステージへの出演を行い、PRを行ったところでございます。本町では、このほかにも大阪・関西万博の開催までに住民や事業者の皆様、また、国や大阪府とも連携し、町全体で機運醸成を行い、大阪・関西万博の成功を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまで大阪・関西万博について、安全面等様々な報道がされているところですが、開催までにはそのような不安も払拭されると思っております。

最後になりますが、これから梅雨の本番を迎えることとなり、日に日にすっきりしな

い蒸し暑い天候が続くこととなります。議員の皆様におかれましても、健康には十分ご留意され、引き続き町政発展のためご尽力賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 去る6月3日に開会して以来、本日までの18日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和6年第2回太子町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。これにて散会いたします。

（午前10時24分 閉会）

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長

山 田 強

太子町議会議員

西 田 いく子

太子町議会議員

藤 井 千代美